

会 議 録 目 次

平成 1 5 年第 4 回海田町議会 6 月定例会（第 2 日目）

平成 1 5 年 6 月 1 2 日（木）午前 9 時 0 0 分開議

日程第 1	一 般 質 問	・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	4
日程第 2	第 21 号議案	工事請負契約の締結について（瀬野川左岸排水区中雨水幹線新設工事）・・・・・・・・	6 9
日程第 3	第 22 号議案	海田町非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部を改正する条例の制定について・・・・	7 0
日程第 4	第 23 号議案	海田町税条例の一部を改正する条例の制定について・・	7 2
日程第 5	第 24 号議案	海田町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について・・・・・・・・	7 5
日程第 6	第 25 号議案	海田町老人福祉センター設置条例の一部を改正する条例の制定について・・・・・・・・	7 6
日程第 7	第 26 号議案	海田町公園条例の一部を改正する条例の制定について	7 8
日程第 8	第 27 号議案	平成 15 年度海田町一般会計補正予算（第 1 号）・・・・	7 9
日程第 9	第 28 号議案	平成 15 年度海田町老人保健特別会計補正予算（第 1 号）	8 1
追加日程第 1 号		広島市との合併に対する決議・・・・・・・・	8 2
		（閉 会）・・・・・・・・	8 5

平成15年第4回海田町議会定例会

会 議 録（第2号）

1. 招 集 年 月 日 平成15年6月11日（水）
2. 招 集 の 場 所 海田町議会議事堂
3. 開会（開 議） 6月12日（木）9時00分宣告（第2日）

〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〇〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜

4. 応 招 議 員（19名）

1番	岡 田 良 訓	2番	西 田 祐 三
3番	渡 辺 善 隆	4番	桑 原 克 之
5番	多 田 雄 一	6番	斎 木 貞 暁
7番	堀 間 禎 子	8番	西 山 勝 子
9番	宮 坂 二 郎	10番	崎 本 広 美
11番	原 田 幸 治	12番	前 田 勝 男
13番	住 吉 充	14番	山 岡 寛 次
16番	佐 中 十九昭	17番	中 岡 長 一
18番	国 岡 光 明	19番	加 藤 公
20番	河 野 道 昭		

〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〇〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜

5. 不 応 招 議 員

な し

〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〇〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜

6. 出 席 議 員（19名）

1番	岡 田 良 訓	2番	西 田 祐 三
3番	渡 辺 善 隆	4番	桑 原 克 之
5番	多 田 雄 一	6番	斎 木 貞 暁
7番	堀 間 禎 子	8番	西 山 勝 子
9番	宮 坂 二 郎	10番	崎 本 広 美
11番	原 田 幸 治	12番	前 田 勝 男
13番	住 吉 充	14番	山 岡 寛 次

16番 佐 中 十九昭
18番 国 岡 光 明
20番 河 野 道 昭

17番 中 岡 長 一
19番 加 藤 公

~~~~~○~~~~~

7. 欠 席 議 員

な し

~~~~~○~~~~~

8. 説明のため議場に出席した者の職氏名

| | |
|--------------------------------|-----------|
| 町 長 | 加 藤 天 |
| 助 役 | 松 岡 修 士 |
| 収 入 役 | 正 木 洋 |
| 企 画 部 長 | 中 野 潔 |
| 総 務 部 長 | 上 條 正 弘 |
| 福 祉 保 健 部 長 | 富 田 征 |
| 建 設 部 長 | 池 乃 本 和 弘 |
| 参事（福祉保健担当） | 因 幡 忠 志 |
| 企 画 課 長 | 永 海 房 雄 |
| 広 域 行 政 推 進 課 長 | 木 原 晴 彦 |
| 財 政 課 長 | 内 田 和 彦 |
| 総 務 課 長 | 久 保 伸 一 |
| 地 域 振 興 課 長 | 植 野 敏 彦 |
| 税 務 課 長 | 畝 光 美 |
| 住 民 課 長 | 上 村 直 樹 |
| 福 祉 課 長 | 貝 原 陽 子 |
| 高 齢 福 祉 課 長 | 青 木 基 秀 |
| 保 健 セ ン タ ー 所 長 | 臼 井 真 |
| 監 理 課 長 | 因 幡 貞 男 |
| 建 設 課 長 | 児 玉 正 克 |
| 都 市 整 備 課 長 | 朝 倉 登 司 雄 |
| 海 田 市 駅 南 口
区 画 整 理 事 務 所 長 | 大 久 保 裕 通 |

~~~~~○~~~~~

~~~~~○~~~~~

~~~~~○~~~~~

## 3

午前 9 時 0 0 分 開議

○議長（河野）皆さん、おはようございます。本日は大変ご苦労さんでございます。

ただいまの出席議員数は19名でございます。定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付しております日程第1から日程第9に至る各議案でございます。

~~~~~○~~~~~

○議長（河野）日程第1、昨日に引続き、一般質問を続行いたします。13番、住吉君の質問の答弁から始めます。町長。

○町長（加藤）皆さん、おはようございます。昨日に引続き、大変ご苦労をおかけいたします。本日もよろしくお願いいたします。

昨日、住吉議員の方からご質問いただきました介護保険、福祉、また出張所の件、防災無線の件、温水プールの件、水道施設の件、ご質問をいただいております。これに対して、出張所と防災無線については私から答弁をさせていただきます。

出張所の問題でございますが、住民票の写し等、住民の一番身近な証明書等の交付のできる窓口機能は必要であると、このように考えております。市長や助役と会い、協議をいたしておりますが、広島市も議会との調整が必要であるとのことで回答を得ておりませんが、引続きこのことについては十分に協議をしてまいりたいと、このように考えております。

次に、防災無線増設についてお答えをいたします。議員ご指摘のとおり、防災情報をいち早く住民に伝達するということは、防災の基本と考えております。このことを踏まえて、広島市に増設を申し入れ、検討しているところであり、いましばらくお待ちをいただきたいと、このように思っております。

それでは、介護保険、福祉、また温水プール、水道施設につきましては、それぞれの担当部長、課長から答弁をさせていただきますのでよろしくお願いいたします。

○議長（河野）福祉保健部長。

○福祉保健部長（富田）それでは、まず、介護保険給付の不正請求についてのご質問でございます。再質問の趣旨が、最初の答弁で審査していると、こういうふうな趣旨であるが、その実績等がわかればどうかというご趣旨であったと思います。本町における介護保険給付費の審査結果でございますけれども、平成14年度の実績で202件、5,036万9,668

円の過誤が発生をし、保険給付費の請求を取り下げしております。この過誤の大半が、広島県の実地指導と事業者がみずから請求の誤りに気づいて請求を取り下げたものでございますが、取り下げたものが33件、24万9,100円については、本町が請求データの突合や給付実績との縦覧点検を行った結果、重複請求と判明したものでございます。また、介護給付費の不正請求により、介護サービス事業所の指定取り消し処分を受けた件数は、全国で48件でございますけれども、広島県内での取り消し事例はございません。

それから、いま一つの再質問の福祉についてのご質問でございますけれども、質問の趣旨が、今回の住吉議員の近接の事例が対応不十分ではないか、この点についてどうか、それからこれまでの広島市等に比較した福祉行政全般の町としての取り組み姿勢がどうなのであったのかと、こういうご趣旨であったと思います。今回の住吉議員の近接で起こった今回事例についての対応でございますけれども、今後最初の町長答弁にございましたように、民生委員さんとの連携を密にしながら、即座に対応できるように努めてまいりたいと思います。また、民生委員の実情把握が不十分ではないかのご指摘でございますけれども、今後、民生委員協議会がございますので、民生委員協議会とも、また会長さんともその点を十分協議を重ねながら、今後の実情把握の向上に努めてまいりたい、そういうふうなことでご理解をいただきたいと思います。

それから、福祉行政に対する広島市との比較、並びにこれまでの取り組み姿勢に対するご質問でございますけれども、確かに、本町に比較をして広島市の福祉サービスメニューは多い、これは実情でございます。特に、障害者のサービスメニューについては、その状況が顕著でございます。これは、何回かまたこの場でもお話を申し上げたこともあろうかと思えます。広島市との合併、もしそれが実現をとするならば、町民の皆様がそのサービスメニューを受けることができるようになるのかなというふうなことを考えております。

それから、これまで福祉行政について、その取り組みを怠ってきたのではないかと、こういうふうなご指摘でございますけれども、広島市としては、政令市として、県と同一レベルのサービス提供を行っているという実情もございましょうし、当然福祉サービス等を展開するには類似の大都市との比較をまたしながら、それまでの福祉サービスを長年積み重ねてこられたという背景もございますから、端的になかなか比較しにくい面があろうかと思えます。本町といたしましては、県の補助事業、それから単独事業も含めて、町として対応していくべき事業について、その充実に努めてまいったところでご

ざいます。ただ、でありますから、周辺市町、あるいは類似団体と比較して、そんなに極めて劣って、不十分であるというふうな認識は持っていないというところでございます。しかしながら、福祉行政の推進というのは極めて重要な行政課題でございますので、その充実に引続いて努めてまいりたいと思いますので、ご理解を賜りたいと思います。

○議長（河野）教育部長。

○教育部長（山本） それでは、温水プール関連のご質問にお答えをいたします。

第1点目の、（仮称）織田幹雄記念館の施設内容につきまして、議会の意見として、陸上競技の三段跳びで金メダルを獲得された織田幹雄氏と、柔道場をはじめとする武道館とでは整合性がないというご意見は確かにございました。が、議員ご指摘のように、執行部の方におきまして、室内プールとの整合性がないとの発言はしておりませんし、むしろ我々としましては、織田先生の獲得された金メダルは日本の近代スポーツすべての原点であるというふうな認識を持っておるところでございます。

また、広島市との合併建設計画協議におきましては、市に対し、当初から室内プールを含むスポーツセンター建設を合併建設計画に盛り込むべく、熱意と時間をかけて交渉をしてまいりました。しかしながら、広島市におけますスポーツセンター設置基準が1区1館ということから、残念ながら合意に至ることができず、最終的には安芸区スポーツセンターを補完する施設を基本としながら、織田先生を顕彰する（仮称）織田幹雄記念館として合併建設計画に盛り込むということが、任意協議会において決定されたものというふうに認識しております。

それから、2点目の、今年度海田西中学校に設置を予定しておりますエアコン設置工事につきまして、これについて、教育行政の事務事業全般の協議の一環としまして、市教育委員会とこのエアコン設置工事についての現在協議を行っているところでございます。

○議長（河野）上下水道部長。

○上下水道部長（木原） それでは、水道の問題についてご答弁申し上げます。

第1点目の、施設への立ち入り等についてでございますけれども、町長答弁でも申し上げましたとおり、合併するに当たりましては、広島市と海田町の事務事業の比較であるとか制度の比較等をやってまいりました。その中で、水道の整備計画をいかに進めていくかということに関して、現況を確認するということは非常に大切なことでございますので、広島市と海田町で、海田町の諸施設につきまして確認をとっております。これ

に基づきまして、合併建設計画素案を作成したもので、この行為自体が問題であるということは理解をしております。

次に、合併建設計画、あるいは海田町の整備計画における金額の件でございますけれども、確かに30億円、40億円という数字が出てまいります。40億円という数字は海田町が持っておりました水道整備計画、これは平成13年度から26年度以降も含まれておりますけれども、その間に、現在の施設を整備をして、維持をしていくという計画の金額が約40億円でございます。30億円と申しますのは、もし海田町が広島市と合併した場合に、平成16年度から25年度までの10年間に、広島市から提案のあった整備計画を進めていくとしたならば、その間に要する費用が30億円という数字でございますので、海田町がそのまま維持していくために必要な費用が40億円、もし合併をして整備していく費用が30億円という金額でございます。

次に、国信浄水場の件につきましてですけれども、当初、海田町は平成22年度までに、広島市水系からの水をすべて入れるということで、蟹原浄水場、国信浄水場については廃止ということで協議を進めておりましたけれども、せっかくの水源ですので、予備水源として存続させてはどうだろうかということで今協議を進めております。以上でございます。

○議長（河野）住吉君。

○13番（住吉）町長、いろいろとご答弁いただきましたけれども、まず介護から行きましょう、順番に。故意にやった不正請求はないんだというふうに受け取ったんですが、そういう答弁だった。実際には相当あると思うんです。思うんじゃいけないのだけど、そういうふうに報道しておるんです。例えば、介護を1時間やっても2時間やった、3時間やったというふうな請求をして、たくさんの介護料をとっておる、請求をしておる、受け取っておるということなんです。それは、海田町は県内でも、昨日申しましたように、今年度は71市町村のうち15番ぐらいの高さでもって保険料を取っておるんですが、そういう高い保険料を取りながら、そういうことを許しておったんでは、町民に対して申し訳ないじゃないですか、町長。だから、それを言っておるんですから、やはり今後、しっかり検査等実施をしなければいかんと。これには、私、そういうシステムを初めて聞いたんですが、介護保険連合会がやっておるんだというふうなことを。だから、そういうことは、はっきり早くからどういう方向で検査しておるんだというようなことは議員に知らせないけんと思うんです。聞いた覚えがないような気がするんだが。そういう

ことですから、それをしっかり利用すると、それをしっかり指導するということが大切じゃろうと思うんです。それはまた、どういう心がけでやるかと、答弁してください。

それから、福祉については、言い訳が非常に、部長、多かった。言い訳はすんな言うて、昨日言うたんだけど、広島市と比べたら雲泥の差があるんですよ、福祉は。私は、民生委員も身内が3人もやっておると、この周辺の町で。だから、民生委員の活動についても十分に把握しております。そういう意味において、町長は昨日十分にできておるといふようなことをおっしゃったけれども、地域の現状は把握しておられないということがはっきり言えます。町長は、そういう担当部課長にだまされておる。ごまかされておるといふことであります。だから、そういうことのないように、これもしっかり頑張っていたきたいと、時間がないので急いでやるんだけど。

出張所の問題については、昨日お尋ねした中で、出張所ができなかった場合に郵便局との事務委託協定をやらなきゃだめだろうということが、それがちょっとお答えがなかったような気がするんですが、これについてちょっと申し上げておくと、既に安芸区では、安芸区の議員さんが先頭に立って、議員10名ぐらいで勉強会をやって結論が出ておったそうです。選挙があったからそこで中断しておるんだけど、近々秋葉市長に答申をするんだということを言っております。

だから、出張所とかそういう事務ができない場合は、海田町の場合は、合併するまでに今の郵便局と協定を結んでおいたらいいでしょうというようなことをアドバイスしてくれておりました、安芸地区の議員が。そういうことを、やっぱり町民が安心して合併できるように処置をしてくださいと言うておるんだから。何遍言うても、事務局が何とかなるんじゃないか、何とかなるんじゃないかと言うとるけども、安芸区の議員に聞いたら、もう矢野でも3キロしかないから、どうせ近い将来動くんだということで、そういうことを研究しておるんですよ。だから、やってもいい、やらなければいかんけれども、長くはもたんから、それじゃったら郵便局でやった方がいいだろうと。昨日の新聞に出ておりましたように、府中市は6月2日から郵便局とのそれをやったんですが、証明書1通発行が200円じゃ、言うとした。変わらんのじゃ、市役所と。ということが新聞に出ております。よう見ておいてください。だから、その方が町民にとってはよっぽど便利がいいんじゃないかということをおっしゃるんですから、もう1回、それ、町長、お答えください。

それから、防災無線につきましてはぜひやってほしいと。やりたいような気持ちはあ

るんじゃないけども、これは、広島市はまだまだ津波に対する危機管理ができていない。そういう声かけができていないんだと。私が安芸区の議員に話したら、そういうことを言っていました。それは本当のことですと、おっしゃるとおりだと。だから、それは町長が、あるいは海田町が秋葉市長を説得して、むしろリードして、防災無線はやっぱりつけさすべきだと。都市部ではできないのは当たり前なんです。八丁堀の方へ防災無線をつけても騒音だから聞こえるわけないんだから。だから、つけていないんだから。その周辺部については、そういうものはちゃんと防災に役立つようにつけなきゃいかんと、やりなさいということを秋葉市長を説得せいということを言っておるんです。そのぐらいの意気込みで、町長、頑張ってくださいたい。

それから、あとは、織田幹雄の記念館の問題ですが、いつまでたっても、部長にやらせておったんではとてもできないと。部長の力ではこんなこと、交渉できないですよ。弓道場が何か、言うたけども、弓道人口、何ぼか答えたかね。答えてないじゃろう。だから、それを答えることと、今中学と東小のプールをつくるために10億6,000万か7,000万か組んでいますよね。そのうちを、中学の分を5億6,000万、10億6,000万ぐらい組んでおったね。それから、織田幹雄記念館の10億4,000万を合わすと16億からあるんです。それを合わせて温水プールをつくったらどうかということであります。それ、何か、答えることがあるじゃろうけど。簡単に行きます。

それから、国信の浄水場を残せるんじゃないかって、ついでに、その可能性があるんなら、曙も残して、全部残せばいいじゃないかということを昨日言うたんですが、その答えがないのう。それから、水道部長は適当なことを言っておるが答えていないよ。あなたは任意協が始まる前に結論を出しておると。それは町長も昨日言われて、建設計画に間に合わんからやったということが、そんなことがおかしいんです。違法じゃないかと言うておる。そういうことですが、それを答えながら、今から重要なことを言います。

町長、昨日申された、早く合併しなきゃならん理由の中に、あなたの任期中にやるとおっしゃったけど、これはもう言いなさんなとわしが言うたとおりの、個人の理由である。もう一つは金の問題、盛んにおっしゃるんです。早くやったら何十億か得なんだということを。金、金、言わん方がいいと思うんです。金でもって海田町を売るのかと、町民の幸せを売るのかということです。1年早くやったからといって、少々多く広島市が恵んでくれるから、そのお恵みをちょうだいして早くやろうというふうなことは言ってほしくない。金の問題じゃないと思うんです。だから、合併について金が、少々何十億か

くれるからといってそんなことを言ったらいかんということです。そういう問題じゃないでしょう。

それから、町長に一つお願いしておきたいのは、まちづくりの基本方針というもんが定まっていない、合併の目的の中に、東部の拠点都市づくりだということが入っておる、やっぱり。これ、20年前から言い古した言葉です。こんなものを合併の目的に入れる必要ないと思います。合併せんでも、それ、ずっと言い続けてきたんだから。もっと明確な、すばつとしたいい言葉を見つけられんかということです。例えば、芸北地区の町長さんは言っておるんです、比和町の町長は、物すごい、あそこは町有林があるんです。そのうちの85%の916ヘクタールを財産区に指定して、25年間、その木材の売益、収益を資本金にして取り上げるんだと、大きなことをぶち上げていますよ、新しく今回当選した町長が。それから、高野町は全町を観光農園にするんだとか、それからわかり切っておるけど、君田村あたりは温泉を核に地域振興を図るんだと。そういう目玉がないんですよ、合併を説得するような。ないわね、今までもやっていないんだから。だから、そういうことをぴしゃんとぶち上げるように、今から時間をかけていいから見直してください。町民を説得するような目標、目的を立ててほしいということであります。将来像が見えんでしょう。今の、課長、部長、メモしよるが、自分らがちゃんと町長を補佐せないかんよ、こういうことについて。何にもないじゃないですか。東部の拠点というのは当たり前のことで、さっき言うたように、ずっと言い古した言葉だから、これだけ有能の人がそろっておって、目玉ぐらい考えてあげなさい。

○議長（河野）制限時間になりました。

○13番（住吉）本当かい。残念だな。

○議長（河野）ただいままでの質問に対する答弁、お願いします。どこから行きますか。
高齢福祉課長。

○高齢福祉課長（青木）まず、1点目の介護保険に係りましてから、いわゆる今後請求チェックに対する心構えをお尋ねでございます。先ほどご指摘いただきましたように、私ども、介護保険料、今回71団体中15番目という、やはり高い位置に介護保険料があります。やはり皆さんからいただきました介護保険料を有効的に活用するためには、やはりそれに見合った内容にすべきであろうというふうに思います。これはご指摘のとおりでございます。私ども、請求のあったサービスにかかわる請求内容については、昨日来からご答弁申し上げておりますように、国保連とともに連携をしながら、また県と連携を

しながら十分に内容をチェックしてまいりますけども、これとはまたもう一つ、質の内容としまして、その前提となりますサービスの提供にかかわる認定調査、この認定調査にかかわりますところのいわゆる居宅介護支援事業所から出されます認定調査の内容、この内容について、本当にその調査内容が適切であるかどうか、これの精査を十分にやっていますし、今後これを努めていきたい。それと合わせまして、サービス内容が、先ほど言われましたような、本当にこれだけ必要なかどうかというところにも言及をしてみたいと思います。最終的には、介護保険法第23条で、事業所に対して文書を提出する権限を持っておりますので、必要に応じて事業所へのこういった文書の提出を求めてまいりたいと、そして介護給付費の適正化を図ってまいりたいというふうに考えておりますので、よろしくお願い申し上げます。

○議長（河野）福祉保健部長。

○福祉保健部長（富田）市と比較して、福祉メニューが格段に少ない、これはもう少し頑張れと、こういうふうなご趣旨で、叱咤激励をいただいだものと受けとめております。福祉行政に対して、これでよしということはないわけでございますから、ご意見の趣旨、十分踏まえながら邁進してまいりたいと思いますので、ご理解をいただきたいと思ます。

○議長（河野）総務課長。

○総務課長（久保）それでは、2点目の郵便局に対する証明書等の発行業務の委託についてご答弁申し上げます。この委託につきましては、これまで調査をいたした経緯がございます。それで、少しばかりその内容について申し上げますと、まず取り扱い時間、これが9時から午後の4時まで、それと、町民さんが郵便局の方に申請書としていろんな証明書等を発行するわけですが、その申請書を提出されるその申請書1枚について、業務手数料が168円となっております。それで、町の方として用意するものが、郵便局で使います専用ファクシミリとかプリンター、それにかかわる工事代、電気料金、通信工事、それとか用紙、そういうすべてのものを行政の方が準備をいたします。それで、置かれましたファックスによりまして、その申請用件を町の方へ流してまいります、郵便局の方から。それで、町の方は審査をいたしまして、納税証明書を作成して、またファックスで送り返すと。それで交付をいたす、その交付だけのために168円の業務手数料が必要になってくるというものでございます。

それで、そうすると、年間大体どのぐらいそういうコストが必要であろうかというこ

とでございますが、窓口業務が平成13年度で、本町の場合 6 万4,000件程度でございます。それで、168円を掛けますと、1 枚で 2 件、3 件という場合、これはあまりないとは思いますが、そういう場合も想定しまして 6 万件と見させていただきました、年間約1,000 万、それと先ほど申しましたそういう施設、工事代、用紙代、もろもろのすべてのものを行政が用意いたしますので、設置、今 5 局あると申されましたが、それをトータルしますと500万程度かかるのではなかろうかということで、コストの面で少し検討が必要かなということを町の方では思っております。

先ほども町長の方から申しましたように、当面、そういう窓口機能を有することで広島市と協議をいたしておりますので、広島市といたしましても、先ほど議員の方からご指摘ございましたが、そういうコストの面で若干、今までこの郵便局に対する委託というものを考慮しておったんだろうと思いますけど、そういう、これまでの窓口業務の協議、それと今後、それが結果がまだ出ておりませんので、ご指摘のようなことになれば、市の動向を見ながら対応してまいりたい。

（「何で市の動向を見ないけんのか」と呼ぶ者あり）

○議長（河野）総務部長。

○総務部長（上條）行政防災無線の件でございますけど、津波に対する情報伝達、これについては非常に重要なことで、議員ご指摘のとおり、十分認識しておるところでございます。今、広島市消防局の方にそのようなことを申し入れをしております。広島市消防局の方も、市全体の計画、バランス等ありますので、それを考慮しながら再検討するというようなご回答をいただいておりますので、もうしばらく時間がかかるものと考えております。

○議長（河野）教育部長。

○教育部長（山本）先般、基本計画の中でお示ししました弓道場につきまして、弓道人口について調査をしたのかというご質問でございますけども、これにつきましては、町内での弓道人口についての調査は行っておりません。この基本計画の中に盛り込みました一つの理由といたしましては、これまで市との協議の中で、安芸区スポーツセンターの施設を補完する施設とすれば検討の余地があるという中で武道場という中の一環に組み込んだものでございます。

それから、もう 1 点、教育関係の予算、これを合わせれば室内プールができるんじゃないかというご指摘でございますけども、現在合併建設計画の素案の中に盛り込んでお

りますのは、海田東小学校の体育館の改築が3億5,000万、海田中学校の北中校舎の改築、これが6億300万、海田中学校のプールの建設に1億2,000万、合わせて学校関係が10億7,300万円でございます。今回の素案の中での織田幹雄記念館の建設部分が10億4,000万ということで、この金額を合わせれば21億という数字になりますけども、確かにご指摘のように、金額から言えば、室内プール建設は可能であろうかというふうには思いますが、この合併建設計画の素案につきましては、これまで広島市と協議を重ねながら詰めてきた結果のものでございますので、何度も同じようなことを申し上げるようで誠に恐縮ですけども、室内プールの建設については困難であると言わざるを得ません。よろしくをお願いします。

○議長（河野）上下水道部長。

○上下水道部長（木原）それでは、水道の件につきましてご答弁申し上げます。まず最初に、任意協議会の前に方針を決定しているではないかというご質問なんですけれども、当然任意協議会を開く前に、海田町の方針としてご提案申し上げるということにつきましては当然であると、私は理解をしております。それと、蟹原の浄水場を、国信も存続はできるのだからそのまま残せばどうだろうかというご質問ですけども、ご存じのように、蟹原の浄水場につきましては、今浄化装置自体がオープンになっております。これについて、今後維持していこうとすれば、当然海田町の計画でいくように、水道整備計画に基づいて整備をしていかなければいけませんけれども、この費用が約11億円ぐらいかかってまいります。

広島市との合併建設計画素案をつくる段階で、もしあそこを改修したとしても、市街地に近いということで、非常に安全性に対する問題が生じてくるということで、それならば広島水系からの水を接続をして、蟹原浄水場を廃止をした方が今後維持管理する上でも非常にベストではないかということで、18年度に一応廃止をするということで協議を進めてまいりました。もし、町が合併をしないということであれば、当然あの施設は2年間かけて建設計画どおりに施設の整備をしていって、維持をしていくということになりますので、合併するとすれば、その費用が非常にむだになるということから、蟹原の浄水場については18年度に廃止をするということで協議を進めてまいっております。

○議長（河野）町長、残っておらん。町長。

○町長（加藤）海田町の将来像について、金のことは言うな、あるいは東部の拠点という言葉だけじゃいかんじゃないかと、そういうご質問であったと思います。金のこともあ

る程度、これはやはり財政的なことも考慮する必要があるかとは思いますが、それだけで、じゃ、いいまちづくりができるかという、やはり言われるように、将来のまちづくりの目標というものを立てないかん。仰せのとおりかと思います。

やはり海田町も、ご承知のように、こうして総合公園等いろんなスポーツのできる2次工事にかかっておりますし、たまたま織田先生の生誕の地もあります。何か一つ、これからそれだけということではなくして、やっぱりスポーツのまちであるとか、やはりこの県内へ、人が注目し集まってくるようなまちづくりも、これは大変重要であろうかと、こういうように思っておりますので、そういうことを踏まえながらやはりこれからのまちづくり、また市との協議においても、そういうことを当然踏まえて、これまでも建設計画等協議いたしておるわけでございます。言われるように、これから物、金だけではなくして、そういう健康、あるいは潤い、町民に楽しんでもらえるまち、こういうようなことも当然に考えながら、やっぱりこの建設計画等を推進していく必要があるかと、こういうように思いますので、これからも十分に交渉する中で、なお我々もそういうものをまとめてまいりたいと、こういうふうに思います。

○議長（河野）9番、宮坂君。

○9番（宮坂）9番、宮坂です。1点のみ質問させていただきます。

全町民対象の合併アンケートの実施をということで、昨年度、町民3,600人を対象としたアンケート調査を実施されました。その際の調査では、合併の動きについて、よく知っているが37.3%、聞いたことはあるが50.0%、知らないが12.2%でありました。合併の必要性についての設問には、必要だと思う、またどちらかというと必要だと思うが合わせて50.3%と過半数が必要を感じておりました。町の分析では、合併の動きについて認知度が高いほど合併の必要性を感じている傾向が顕著にうかがえると分析がありました。ただし、この設問のうち、どちらかというと必要だと思うについては、不満の声をたくさん耳にしたのも事実であります。

確かに合併は必要ではあるんですが、それが平成16年4月か17年3月か、あるいはその先になるのか、そこまでは考えていなかった、この設問を選択したことによって、町長の平成16年4月の合併、その方針を追認したことになるのでしょうか、主にそういったものでありました。その後、合併協議会で合意に至った行政制度の取り扱いや合併建設計画が、町広報やパンフレットを通じて町民に提示され、合併したらどうなるかということが理解されてきたと同時に、この合併の動きに対する認知度も格段に当時と比べ

て高くなったと思われます。いま一度町長は自信を持って、20歳以上、あるいは中学生以上の全町民を対象とした町民アンケートを実施すべきではないでしょうか。合併にはどうしても反対の方もいらっしゃる。ただ、そのような方に少しでも納得していただくためにも、これはどうしても必要であると私は考えます。今のままで合併をすれば、合併に対して不安、不満、あるいは懐疑の念を抱いている町民に対して、永久に対するしこりを残すことになりかねません。町長の考えをお伺いします。

○議長（河野）町長。

○町長（加藤）宮坂議員ご質問にご答弁申し上げます。合併のアンケートにつきましては、合併の是非を問うようなアンケートはできないと考えております。さきの町議会において、住民投票条例の制定の請願が不採択となっておりますことを考慮し、今までにご答弁させていただいている議会制民主主義の原則に則り、議員の皆様の判断を尊重して進めてまいりたいと考えておりますので、ご理解をいただきたいと思ひます。なお、法定協議会での協議が終了後、各小学校区単位での説明会等で、住民の皆様に説明をさせていただきたいと、このように考えておりますので、このことをご理解をいただきたい、このように考えております。よろしくお願ひします。

○議長（河野）宮坂君。

○9番（宮坂）再質問お願ひします。アンケートをなささいという質問は、前回、前々回、それからずっと前から多くの議員が言われて、同じような答弁をされてきました。その際に、今回の答弁になかったんですけども、住民の声を聞く方法として、ホームページとかパンフレット、ホームページで開いたり、あと、住民の意見を聞く意見箱を置いていらっしゃるというふうに言っていたんですけども、その意見箱に対する意見を、このたび町広報6月号で二、三載せられたんですけども、何件ぐらいの意見がまず意見箱の方にあったのか。それが1点。

それから、その意見箱の内容、二、三、先ほど言ったんですけど、町広報に載せられましたけども、それをホームページに載せることもできるんじゃないかと思うんです。町広報の場合には、ページ数が限られていますので載せることが難しいと思うんですけども、ホームページに幾らでも載せられるんです。その中にこういった意見もありましたということもぜひとも載せるべきではないかと、そのように思うんですけども、まず、それが先に聞いておきます。

○議長（河野）広域行政推進課長。

○広域行政推進課長（木原） しばらくお待ちください、件数をちょっと今チェックしていますので。済みません。それでは、意見箱の中にあったものについて、件数ですけれども、これは何人というふうにお伺いしたようですけれども、一応件数で、重複して意見をお寄せいただいているものもございますので、件数が27件ございます。それから、意見箱ではなくて、郵送でいただいているものが6件、手渡しで、意見交換会なり、また説明会等で、その場でいただいたものが6件ございます。ホームページ等のこれを掲載するというようなことにつきまして、またかなり重複したものもございますけれども、ある程度整理して載せるということは十分可能だと思いますので、載せる方向で考えさせていただきますと思います。

○議長（河野） 宮坂君。

○9番（宮坂） ホームページの意見が17件あるんです。今聞くと27件の6件の6件と。果たして、町長、これが、まあいいですわ、住民の声を聞く方法としてやられているということはよろしいんですけども、果たしてこの数が町民の声を本当に聞いているのかという、自信が、あなた、あるのかということが聞きたいんです。それで、先ほど住民投票の件を議会が否決したということがあったんですけど、それがあったんで、住民投票に関してはまた後ほどほかの議員が質問されますのでいいんですけども、議会の意思が町民の意思というふうに当然、町長、今までずっと間接民主主義というか、議会制民主主義を貫かれているんですけども、その議会の意識が、このたびの3月予算委員会での否決ということになったということのをどのように町長は感じていらっしゃるのか。

それよりも反対に、私、さっき一番最初の質問で、自信を持って町民にアンケートをなさいというふうに、反対にエールを送ったようなつもりで言ったんです。町長のこのアンケートの分析ですよ、そうしますと、揚げ足を取るんじゃないんですけども、認知が高まれば高まるほど合併に対する必要性も高くなるというふうに書いていらっしゃるんです。そうであれば、もう町民に対して、このような合併建設計画、書いたのを出していらっしゃるんだから、いま一度、全町民を対象にしたアンケートをとられて、このぐらいの方が、やはり私の方針を追認してくれましたということを、議会に対して大きな声で出せばいいんですよ。それを何で出さないかと。

一度、町長がもうアンケートをしないということを言ってしまったから、もうそれに対して方針を変えるわけにはいかないというふうにお考えだったら、そういった頭のかたいことを考えずに、町民の方からもう1回アンケートをやりたいという声があるんだ

から、それを素直に聞いたらどうかと思うんです。それで、3,600人、前回の調査で50.3%の方が合併の方は必要かというふうに言ったんですけども、あくまでもそれは統計学的なことであって、やはり合併という物すごいこういった問題に関しては、町民一人一人が自分の意見、自分の意思を投じたいという声がたくさんあるんです。統計学的には、合併が多かったということになるんですけども、ではそれに対して、私たちの意見、アンケートが送付されなかった大多数の方、そういった方の意見は反対にどうなるんかという声を、町を歩いたらたくさん聞くでしょう、町長も、聞かないですか、私は聞きますよ。

だから、そういった意味で、もう第1答弁で、アンケートをしないという答弁が来て、この再質問、再々質問等で、アンケートをやはり実施するという答弁が来るのは非常に難しいんだけど、町長、そうすると、さっきも言ったんですけど、今の議会の実情を考えると非常に難しいという流れになっているのを改めて認識してもらわないといけない。

そうであれば、反対に、多くの町民の声を味方に、議会に対して、こんだけの方が合併に対して賛成してくださるんだというその声をバックに、反対に議会に堂々と答弁されたらどうなんですか。今のままでは、最初言ったんですけども、本当、もうしこりが残りますよ。そのしこりをどうするんですか、10年たっても20年たってもなかなかぬぐえない。であれば、もう最善の方法はないんだけど、それに次ぐ方法とすれば、全町民の方のアンケートをとって、やっぱりそういう結果ですよと示すのが一番の方策ではないかと思うんですけども、改めてその点をどうぞお願いします。

○議長（河野）町長。

○町長（加藤）本当に、宮坂議員、いろいろご心配いただき、こうして我々を激励もいただいたり、また方法論としてご発言いただいたりいたしておるところでございますけれども、やはり我々としては、これまでも、全町ではありませんけれどもアンケートもとって、あるいは説明会でのご意見を聞き、ただいまのように、また意見箱、あるいは郵送等でいろんなご意見をいただいております中で、やはり判断をし、また議会の皆様のご意見によって決めていきたいと、こういうふうに思っておるわけでございますので、今アンケートにつきまして、じゃ、それをやりましょうというご答弁は今のところできませんので、ひとつご理解をいただきたいと思います。

○議長（河野）宮坂君。

○9番（宮坂）町長、理解ができないから質問しているんですよ。やる気がないという答

弁なら、それ以上言えないと思うんだけど、今月末か7月ぐらい、臨時議会を開いて法定協を立ち上げたいということ、先ほど発言がありましたけども、法定協を立ち上げて、最後、煮詰めをするということも大切かもしれません。法定協を立ち上げるのはやむを得んかもしれませんが、私は、今のままの合併では賛成しかねるということをはっきり言っておきます。以上。

○議長（河野） 1 番、岡田君。

○1 番（岡田） 1 番、岡田です。今までずっと、昨日から、議員の方が合併問題を話されてきたんですけども、質問されてきたんですけども、かなり重複するところがあると思うんですけども、やはり今一番大きな問題は合併問題ということで、私も質問させていただきます。

まず、合併問題についてお尋ねをいたします。合併がよいのか悪いのか、町から、合併の既成事実として情報が広報やホームページにより、住民に知らされています。説明会では、「合併の理解を深めてもらったと考えている。引続き町民への周知を進める」と報告を受けました。1、町民の中で、来年になったら水道料金や公営住宅の家賃が上がる。この不景気に負担が増えるのは本当に困るという声が多く上がっています。広島市と合併をして得られる利益よりも、負担増に対する不安がかなり多く上がっていると思います。この合併を周知することで、町民の意識がどのように変化をしているのか、町として調査をされているのか、お尋ねをいたします。

2、合併の可否を問う方法として住民投票が民主的ではありませんかとの質問を前回いたしました。そのときの回答では、民主主義のルールに則るとのことでした。議会で、議員による多数決が民主主義だというふうに理解されていますがそうでしょうか、お尋ねをいたします。

3 番目、町長、町議会は、合併問題では住民から信任を受けていません。町長が自分の任期中に一方的に合併を打ち出し、多くの議員が同調しても、これは民意を反映したとは言えません。そうではありませんか、お尋ねをいたします。

4、このような方法で合併を強行し、歴史と伝統ある海田町をなくしてしまったら、長年、海田町のトップでご活躍された町長としての経歴に汚点を残すことにもなるのではありませんか。住民投票を実施しないなら、町長が辞表をお出しになり、町長選挙を実施し、町民の判断を仰ぐというのが最良だと思いますがどうでしょうか、町長にお尋ねをいたします。

2 番目に、乳幼児医療費の乳幼児の就学前までの無料化について再度お尋ねをいたします。熊野町、廿日市市などを参考に、乳幼児の医療費の無料化制度の実態を調査していただきまして大変ありがとうございました。健康づくりを優先させる、相談や指導を充実させるとのご回答でありましたが、まさにそのとおりだと思います。しかし、広島市との合併を待つようでは間に合いません。そこで、次のことを質問いたします。乳幼児の医療費の無料化制度を、せめて広島市の水準に今すぐ引き上げることは可能ではないか、お尋ねをいたします。

次に、暮らしと健康の問題についてお伺いします。これから夏に向けて、ひったくりや防犯、暴力事件などが多発することが予想されます。町や自治会などで夜間防犯パトロール、街灯の設置など、防犯対策も急がれます。また、家をなくしたホームレスへの人たちの暴力行為も予想されます。このようなことに対して、どのように対応されているのかをお尋ねいたします。

2 番目に、定期的に健康診断を受け、病気が重くなる前に早期発見、早期治療が実現すれば、医療費も安くて済みます。しかし、社会保険の本人 3 割負担が実施され、老人医療費も改定をされ、病気になっても気軽に治療を受けにくくなっております。そこで、海田町が実施する基本健康診断の負担金 500 円などには条件をつけずに、希望する町民全員が無料で受けられるようにすべきではないか、お尋ねをいたします。

最後に、平和問題についてお尋ねをいたします。有事法制について質問いたします。有事法制は、戦争放棄をうたった憲法第 9 条に違反するものであり、民間人を戦争に協力をさせ、そして自治体にも協力義務が発生をいたしております。町長として、どのようにお考えか、お尋ねをいたします。また、有事の場合、自治体の協力要請が予想されますが、海田町としてはどのように対応されていくのかをお尋ねをいたします。以上です。

○議長（河野）町長。

○町長（加藤）岡田議員ご質問に答弁をいたします。初めに、合併問題についてのご質問に答弁いたします。まず、1 点目の、町民の皆様の意識の変化を町としてどのように調査するのかとのご質問でございますが、これまでも住民説明会の開催や自治会長さんとの会議を行ってまいりました。こうした会場内で受けましたご意見、ご質問については、町民の皆様がどのように感じておられ、どういった方向がよいと考えられているのかを直接聞くことができ、広島市との個別の協議に当たり、参考にさせていただいております。

す。また、ホームページへの投稿や公民館などの施設に設置しておりますご意見、ご質問回収箱への投稿により、住民の皆様のご意見を知ることができると考えております。

次に、2点目の、議会制民主主義のルールに則るとは、議員による多数決と理解しているのかとのご質問でございますが、多数決ということではなく、住民の皆様の代表である議員の皆様に十分ご審議をいただいた上で判断していただくと、こういうことを考えての上でございます。

次に、3点目の、合併についての住民の信任についてのご質問でございますが、これまでもご答弁申し上げておりますとおり、私は就任以来、合併は避けて通れない問題と申し上げてまいりました。地方分権による大きな変革の時期に当たり、また、本町の都市基盤整備事業や財政状況を考え、今まさにそのときが来たと感じ、合併について真剣に取り組む必要があると思い、広島市と具体的な協議に入ったものでございます。したがって、一方的に合併を打ち出したというものではございません。

4点目の、町長を辞任し、町長選挙を実施し、町民の判断を仰いではどうかとのご質問でございますが、合併問題に真剣に取り組む必要性を強く感じ、自分の任期を超えての目標設定はできないと考え、私の責任のとれる範囲内で目標を設定をし、広島市との合併についての協議を行ってまいりました。合併については、町長が単独で決めるものではなく、最終的には、住民の皆様の代表である議員の皆様とともに判断していくものだとして認識をいたしております。

続きまして、乳幼児医療費の無料化についてのご質問にお答えいたします。本町は、県の制度に基づき2分の1の補助を受けて、2歳児までの入院、通院と3歳児の入院について助成制度を設け、さらにゼロ歳児につきましては、本町独自の制度として、所得制限の撤廃により拡充を図っているところでございます。一方、広島市は、3歳児までの入院、通院と4歳児の入院について助成しており、対象年齢では、広島市が海田町よりも入院、通院とも1歳ずつ高くなっておりますが、海田町では、ゼロ歳児の所得制限がないなど、制度上の違いがあり、現段階で広島市に合わせるのとは適当ではないと考えております。乳幼児医療費助成制度の拡充につきましては、これまでもご答弁申し上げておりますとおり、県の制度に準じた方針を堅持してまいりたいと考えております。

続きまして、暮らしと健康の問題についてのご質問にお答えします。まず1点目の、夏に向けての犯罪等への対応についてでございますが、防犯対策は警察、地域、行政が協働して、連携を図りながら進めていかなければならない問題であります。具体的な活

動として、防犯組合では、夏休みと年末に町内巡視を行い、海田警察署は町内のパトロールの強化を図っているところでございます。本町としましても、公用車による広報活動及び役場ロビーへの防犯関係の掲示コーナーの設置、7月から12月にかけて実施予定の夜間の防犯パトロール事業等、犯罪の予防に努めてまいります。今後とも海田警察署、防犯組合及び自治会と連携をとりながら、犯罪のない、安全で明るく住みよいまちづくりの推進を図ってまいります。

次に、2点目の、基本健康診査を希望する町民の全員が無料で受けられるようにすべきではないかというご質問でございますが、病気の早期発見、早期治療のための基本健康診査の重要性は十分に認識をしており、町といたしましても職場等での受診機会のない方を対象にした集団健診や個別健診を実施しております。その受診の際には、受益者負担の原則から、500円を負担していただいております。なお、生活保護を受けておられる方、町民税非課税世帯の方及び老人保健対象の方等については、その受診料を免除しております。基本健康診査の受診料金は、健康委託料の5から7%をご負担いただいております。この金額は、近隣市町と比較しても一番低い設定となっております。このような状況や受益者負担という観点から、基本健康診査の受診料金につきましては、現状のままで実施していきたいと考えております。

次に、平和の問題についてのご質問にお答えいたします。まず1点目の、有事法制は憲法違反であり、戦争への協力をどう考えるかとのご質問でございますが、現時点で有事関連法案が憲法第9条に違反するとの判断は示されておりませんし、国家の防衛につきましても、国の専管事項でございますので、町民の皆様の生命、財産を守る上から、法的に義務づけられた業務を遂行することは、地方公共団体の責務と考えております。

次に、2点目の、有事の際、協力要請があったときの対応についてでございますが、地方自治法第2条第2項の規定により、地方公共団体は、法律、またはこれに基づく政令により事務を処理することとされておりますので、法律の範囲内で対応してまいります。どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（河野）岡田君。

○1番（岡田）まず、合併問題ですけども、先ほどからいろいろ、昨日からでもですけども、議員さん方がいろいろ質問されておるんですけども、やはり私が思うに、町長は平成16年の4月、それまでに合併をするんだと、これが町民の方の幸せになるんだというふうにずっと一貫して言われておるんですけども、それは、町長はそう思われてお

るかもしれませんが、それでは一般住民の方、果たしてそういうふうに思うておるのかどうかというのは、これは全くわからないわけなんです。まして、今までずっと言ってきましたけれども、この前の町長選挙でも議員の選挙でも、合併問題を争点とした選挙にはなっていないんです。それで、町長は平成13年の12月の議会で合併をするというふうに言われたんです。だから、全く民意が問われていないんです。

まして、この前、私たち、議会の総務文教委員会で高知県に視察に行かせてもらったんですけれど、そのときに高知県でもやはり近隣市町村と合併問題で法定協議会をやっておるんですけれども、そこでもやはり今の法定協議会をして、来年の4月に法定協議会を終わるらしいんですけれど、さらにそれから周知期間を1年置いて、平成17年の3月で合併というふうなスケジュールらしいんですけれども、海田町の場合は、もう法定協議会が終わると同時に調印で合併というふうな、物すごく早いんです。まして、9月議会では広島と海田で合併の決議をすると。それで、まだまだ問題は山積みなのにどんどん物すごく、本当に町長の任期中をターゲットというのか、めどに全部物事が進んでおるんです。

それで、先ほどいろいろ議員の方の質問や何かでも、広島市と協議してとか広島市との協議の結果とかずっと言われておるんですけど、やはり広島市と合併がもう全部大前提のような気がするんです。すべてそっちへ行っておると。それだから、すべて行っておるから、それじゃ海田町で独自にいろんなことがまだまだできるのに、それもなかなかげうってというのか、進めないで、すべての勢力をそっちへ集中しておるというふうに思えるんです。今までずっとやってこられたんだったら、このまま本当に行ったら、来年の4月、だから物すごく混乱が起こると思うんです。

まだ記憶に新しいと思うんですけれども、五日市が広島市と合併をするときに、何かこう議場で物すごく混乱がありましたよね。そういうふうな状況というの、物すごく短いわけですから、期間が。そういうふうなのが十分に予想できるわけなんです。それだったら、今までずっと加藤町長が20年間やってこられた、まさに汚点を残すと思うんです。だから、もう一度、先ほど宮坂議員も言われましたけれども、加藤町長、本当に自信があるんだったら、それこそ住民投票でも、それでもう1回、わしについてこいと、将来はこういうふうになるというふうな町長選挙を実施してほしいと思うんです。

それと、この合併は、確かに平成17年の特例債があるまでは有利なんですけれども、じゃ、その後の財政推計というんですか、10年間は出してもらったんですけれども、やはり

10年間というのか、合併特例債、今度は返済していかないけんわけなんです。その返済が始まるのは10年が終わったらすべて終わるわけじゃないんです。それからずっとまだ返済し続けていかないけんわけなんです。そうしたときに、そういうふうになったときに、まだ10年間は返済のピークにはならんわけなんです、10年間だけだったら。その後、平成16年までずっと返済をし続けなくては行けないと。今度はそうになったら、それから後は今度は逆転をして、今度は単独でやった方がずっと有利になってくるわけなんです、財政的にも。そういうふうな、せめて20年ぐらいの財政推計を出してもらって、その中でどういうふうに将来なるのかというふうなのを示してもらわんといけんのです。よく財政推計、出されるときには、20年先はわからんというふうに言われるんですけども、なかなか10年先でもわからないと思うんですけども、そんなに財政推計、20年先を出すこと自体、そんなに難しいことではないと思うんです。そうしないと、今の合併、これは国のいわゆる借金です、それを減らすためにいろいろな方法として地方交付税を減らすと、そういうのが目的なんです。それでもさらに足りないから、今度は消費税を今まで竹中大臣は14%と言いつたんですけど、今度、財界の人はもう16%にせいと、そういうふうなことまでして、国の財政は逼迫しておるんです。その中でどんどん交付税は減らされていくと。広島市になってもこれは同じことなんです。

さらに、広島市は、職員とか議員の定数も将来的には減らしてきますから、海田町がそれは10年間は何とかいろんな措置であるんでしょうけど、その後、20年、30年とたったときに、それじゃ海田町でこの議員が、果たして今2人なんですけども、それがずっとそのまま2人で、2人というのか、海田地域内で2人と言われておるんですけど、それ、ずっとそのまま2人が残っていくんかと。それで、広島市の中で財源が少なくなる中で、果たして海田、周りの安芸区も含めて、果たして本当に町長が言われるように、そういうふうな財政的にも支援をしてくれるんだろうかというふうな懸念が物すごくあるんです。

やはり、20年先、30年先はまだ先のことよと言われておるかもしれませんが、安芸区の市町村が合併して、もう30年もたとうかというんです。それなのに、あまりそんなに目立った区民センターとか、ああいうふうなのはそれは建ちましたけども、何かそんなに目新しい発展いうのか、活力いうんですか、活力もないと。府中町やなんかに比べても活力が全然ないんです。そういうふうなのが今までずっと示しておると思うんです。それで、じゃ本当に、10年間はいいかもしれんけども、その後というふうなのが物

すごく不安になるんです。だから、町民の皆さんも、いろいろ町長は広報とか何かで周知されておると言われるんですけど、私らが聞いたところでは、新聞とかテレビでは、もう海田町は合併するんだらうと、そういうふうな認識の方がかなりおられるんです。町広報じゃまだ合併をしますとかいうふうなことは、するというふうなことは1回も言っていないんです。なのに、テレビでそういうふうに言うておったと。だから、するんだらうというふうな既成事実だけがどんどんどんどん積み重なっていくと、そういうふうな雰囲気なんです。だから、そうじゃないんだというふうなところをもう一度、町民の方にわかってもらわんといけんと思うんです。

それと、乳幼児の医療費問題ですけども、やはりこれはなかなか県や何かの水準というんか、超えられないということなんですけども、今大体流れとしてどこの自治体、県でもだんだんだんだん年齢を上げていくというふうな状況になっておるんです。

それと、暮らしの問題なんですけども、今、町長も知っておられると思うんですけども、夜中でも物すごく暴走族というんですか、ああいうふうな騒音があると。あるいは、非行というんですか、花火を夜中にぱっと家の方に投げ込むというふうなのが多々あるんです。警察か何かに連絡しても、夜中ですから、なかなかパトロールも来てくれないと。取り締まってくれと言ってもなかなか「よし、わかった、すぐ行く」というふうにはならんのです。そういうふうな現状で、警察とかタイアップと言ってもなかなか一般の町民から警察に連絡しても、犯罪そのものがあつたら別なんですけども、なかなか来てくれないというふうな実情なんです。そこのところをもう少し改善をしてほしいと思うんです。

それと、平和の有事法制なんですけども、これはこの法案でしたら、自治体、市町村長の町長にもいろいろな足かせというんですか、があるんです。例えば、ここに市町村長による武力攻撃事態発生の際の応急措置として、土地とか建物の一時使用、または物件の使用者の収用というんですか、収用とは取り上げることなんですよね、これが例えば、ここが邪魔だからどかせとか、ここのこの建物を倉庫に保管するぞというふうなことが町長の権限でできるようになるんです。そうした場合に、この戦争に協力することになるんです。そのことに対して、ただこれは法律で決まっておるからというふうなのは許されないと思うんです。現に、だから藤田広島県知事も秋葉市長もこの法案に対しては懸念をされておるんです。それを町長が、これは国のやることだからそれに従うというふうな態度では、特にここらは13旅団もありますから、そういうふうな態度とい

うんか、そういうふうなのではちょっとまずいと思うんです、やはり。そういうようなところをお伺いします。

○議長（河野）町長。

○町長（加藤）岡田議員ご質問の選挙をもう1回やれと、こういうことが、まとめて言いますと、それで民意を問えと、こういうことであろうかと思います。私が今、じゃ、選挙をやるということになる、やっぱりこれまで申し上げております合併の時期、目標に対して変更が行われる、あるいは辞職をして選挙をやれということは、任期をもう1回全うし、そこで選挙を行わせということかも、これはいずれもあろうかと思えますけれども、今私はそのことは考えておりませんので、やはり目標として16年4月1日を目標に、こうしていろんなご議論をいただいたり、ご意見をいただいたりいたしておるところでございますので、そのことは考えておりません。じゃ、財政の方は企画部長の方から答弁いたします。

○議長（河野）企画部長。

○企画部長（中野）いろいろ広島市との合併建設計画の実施の担保といいますか、それから、それを賄うだけの財政計画等のいろいろご心配をさせていただいておるところでございますけど、合併建設計画については確かに10年でございますけど、これはもう広島市と海田町が協定を結んで実施していくということなので、確実にそれは履行されるものじゃないかというふうに判断しております。

それから、その先の財政状況の問題でございますが、景気の不透明感とか、例えば今国と地方の税財源の配分の問題等、非常に不透明なところがあります。20年先の財政推計をするということは、非常に正直申し上げまして難しいわけでございます。その財政推計をする上での条件等についても、今の現状の制度のままで出すということは可能かもしれませんが、実質的にやってみて、そんなに正確なものであるというふうには思えません。したがって、財政計画を立てる場合には、長期の展望も必要だとは思いますが、どうしても中長期の中で、3年ないし5年の範囲の中で、見直しをしながら数字を出していったものを提示していくというふうな形にならざるを得ないんじゃないかというふうに考えております。

○議長（河野）地域振興課長。

○地域振興課長（植野）夜間の犯罪の対応についてでございますが、夜間の防犯パトロールをこの7月から実施いたします。内容につきましては、月曜から金曜日は午後6時から

ら午前0時までの6時間、土曜日は午後8時から午前0時までの4時間、町内の犯罪の発生した地域や青少年が夜間たむろしている場所を中心にパトロールするものでございます。実施に当たりましては、海田警察署と連携をとりながら、指導、助言を受けながら実施いたします。

○議長（河野）総務部長。

○総務部長（上條）有事法制でございますけど、自治体のいろんな役割がそれぞれ決まってくるわけですが、今後国民の保護のための法制、国民保護法制、これが検討されるということでございますので、その中で市町村の具体的な役割分担、これがいろいろ検討されることと思います。地方自治と地域住民につきまして、いろいろ理解が得られるよう国の方で責任を持って十分説明をされるとは思いますが、町村会等を通じて、このようなことは要望できるのではないかと考えております。

○議長（河野）岡田君。

○1番（岡田）町長選挙実施云々、実施はしないというふうに今言われたんですけど、町長選挙というよりもこの町民の意見なんです、私が一番言いたいのは。やはり合併賛成の人もおれば反対の人もと、こういうふうな人をどのようにして納得させるというんですか、説得するというんか、今のままだったら、本当にこうずるずるといきそうなんです。何かこう強引というんですか、町民の人の発言もする場もないと。もう法定協議会協議会が決まってからまた説明をすると言われたんですけども、それから説明してもらってももう全く遅いんです。だから、町民の人の意見、そういうふうなのはどういうふうに関われるのか。海田町がなくなるかどうかという場ですから、政策的な一つ一つのことでじゃないんです。一番大きなことで、ここで町民の人の判断を仰がないと、全くそれこそ海田町でも町民主人公と言っておられるんですけど、全くその主人公、不在になると思うんです。だから、町民の人の本当の意見、意思というんか、そういうふうなのを確かめてほしいというふうなことを言っておるわけなんです。

それと、有事法制のことなんですけども、やはり国がそういうふうなのをしてくるから、国の方針に従うというふうなんじゃなくて、この法案そのものというのはアメリカの戦争に日本が巻き込まれるということなんですから、それに対して民間人が協力をさせられるというふうな法案なんです。そこで、具体的に、例えばここに道路をつけないけど、そこには民間の人の所有地があると。それは町長の権限でつけることができるというふうな法律なんです。そういうふうなのがあっても、そういうことそのものかも

う戦争に協力させられるということなんです。で、それを、これは法律があるけ仕方がないというふうなことでは済まされんと思うんです。

特に、この被爆地広島というふうな、ここは立地条件なんですから、そういうふうなのを含めて、今のような国がやるから仕方がないとか国の専決事項だというふうな問題じゃないんです。現にここまで来ておるんです、この問題そのものというのは。私たちのこの身、例えば資産を持っておられる、土地を持っておられる方とか家屋を持っておられる方、そういうふうなところを問答無用でそこを使用しようと。そういうふうな法律なんです。そのことに対してどういうふうに思われているかと。それは国がすることだから仕方がないよというふうなのじゃなくて、町長として本当にそういうふうなことには困ると、これは断固として抗議をするとか、そういうふうな態度を示してほしいんですけれども、答弁をお願いいたします。

○議長（河野）町長。

○町長（加藤）合併の問題についてまず答弁いたしますが、これにつきましては、我々も、海田町は特にもう早くから広島市と海田町の行政比較であるとか、またそういう比較を検討したものは全町に配布するとか、かなりの長い期間にいろんなことを、広島市との研究をしてきたわけでございまして、その都度、やはり町民の皆様にもお知らせをし、またその後には、広島市と今度は合併問題の検討会を設置をしようというようなことから、両町の行政比較、その中でのまたお互いの内容の精査、それに対するまたお互いの考え方、今後のあり方についても研究をいたしたり、その状況についても皆様にお知らせをしてきておるわけでございます。

そうして、いよいよ合併の任意協議会を立ち上げたわけでございますが、それまでも議会の皆様にもお諮りをし、ご説明を申し上げ、議会の方にも特別委員会を設置していただいたりと、それについて、またいろんな内容についてはできるだけ町民の皆様にお知らせをし、任意協議会につきましては、また大筋合意をいたしたものを自治会単位、あるいは校区単位で説明をし、そして今日に至っておるわけでございます。

そういうようなことで、何が突然にということですが、海田町の場合は相当長い間、いろんな面で町民にお知らせをいたしてきたわけでございますので、今また改めて皆様のご意向を聞くということよりは、これからまた協議の中で、詰まったものを町民の皆様にお知らせをしていく、これは当然議会の皆様にお諮りをした上でそういう行為もしていかならんと、こういうふうに思っておりますけれども、今アンケートを、今選挙

をやって民意を問うということについては考えておりませんので、ご理解いただきたい
と思います。

それから、有事法のことにつきましてでございますが、やはり大原則は戦争というこ
とを言われるわけでございますが、あくまでも日本は専守防衛でございます。そうして
今、国会で有事法の成立ということもでございます。ところが、まだまだこれからその中
を、おいおいに協議をされることが国会で議論されておるわけでございますので、そう
いう中で、我々もやはり防衛に関しては国の定めた方針、またそれに対して今地方から
いろんな意見も出ておるようでございますので、そういうことを踏まえられて、国でま
た方向を定められると思いますので、それはそれで自治体として、やはり可能なもの
についてはその責務を果たしていくということが当然であろうかと、こういうように思っ
ております。

○議長（河野）暫時休憩をいたします。再開は10時50分。

~~~~~○~~~~~

午前10時28分 休憩

午前10時50分 再開

~~~~~○~~~~~

○議長（河野）休憩前に引続き本会議を再開いたします。一般質問を続行いたします。2
番、西田君。

○2番（西田）2番、西田です。住民票などのサービスについてお尋ねいたします。平成
14年8月5日から、住民基本台帳ネットワークシステムの第1次サービスは、4情報、
氏名、生年月日、性別、住所と住所票コード及びこれらの変更情報から成り立っている
と聞いています。3月の定例議会では、平成15年、今年8月25日から、第2次サービス
として住民票の写しの広域交付や転入、転出の手続きなどが簡素化されることから、住
民票の写しや住民票基本台帳カード、住基カードの交付に係る手数料の条例が制定され
ました。

そこで質問いたします。住基カードはICカードと説明されましたが、記憶容量はど
のくらいかお伺いいたします。質問2としまして、第2次サービスが開始されれば、広
域交付の面から、目に見えるサービスの向上と考えられますが、町内でのサービス面の
差異はあるのか、またあればどのようなものが考えられるのか、お伺いします。

3つ目といたしまして、住基カードの申請に基づき、交付するカードの作成などにつ

いては、国の指定情報処理機関である情報処理センターへ諸経費、管理、制約性などの諸要件を勘案し、委託の予定と伺っています。今後、先ほどからいろいろ出ておりますが、広島市との合併を考えたとき、次の２つはどのようなになるのか、お伺いします。１点目は、住基カードは、海田町の場合は国への委託とありますが、作成の申請やその利用はどのようなになるのか、お伺いします。２点目は、住民サービスの向上という観点から考えたとき、出張所及び連絡所の定義、並びに各々の具体的なサービスの内容はどのようなになるのか、お伺いします。以上、よろしくお願いします。

○議長（河野）町長。

○町長（加藤）西田議員ご質問の、住民基本台帳ネットワークシステムに関するご質問に答えいたします。まず、１点目の住基カードの記憶容量については、32キロバイト以上であります。通常２バイトで、全角漢字の１文字となっており、記憶容量が32キロバイトであれば約１万6,000文字記憶でき、400字詰め原稿用紙で40枚分のスペースが確保できる容量であります。

次に、２点目の２次サービスの開始に伴い、町内のサービス面での変更は特にございません。しかし、従来住民票の交付は、居住している市町村のみでの交付となっておりますが、このシステムにより、住民票の写しが特例として全国の市町村で、本人及び家族の住民票の交付が可能となり、町民の皆様には仕事先、出張先等の市区町村で住民票を受け取ることになります。また、希望者に交付する住民基本台帳カードの写真付を選択された場合、身分証明書としても活用が図れるものとなります。

次に、３点目、１番、住基カードの発行等の取り扱い及び利活用は、広島市との合併を考えたとき、どのようなになるのかとのご質問でございますが、議員ご指摘のように、本町では費用対効果等を考慮し、国の情報処理センターへの委託方式であり、申請に基づき処理センターでカードを作成し、町へ返送され、本人に交付する手順となります。

一方、広島市は、人口規模等を勘案して自前方式であり、申請に基づきカード発行機等により作成し交付する手順となっており、区役所、出張所に発行機等の設置を予定されております。

次に、住基カードの利活用については、当面は、住民基本台帳ネットワークシステムでの活用とし、市の対応におきましても特段の利活用の予定はないようで、現在も検討中との状況と聞いております。いずれにしましても、このカードの利活用は本町にとりましても大変有意義なものと考えております。国から示されたサービスメニュー、近隣

市町の動向を勘案しながら、引続き検討してまいりたいと思っておりますので、よろしくご理解願いたいと思います。

次に、2番目の出張所及び連絡所の定義とそのサービス内容についてでございますが、出張所は、区域が広く、人口集積の高い地区や区役所までの距離が遠く、交通の便が悪いなどの理由により、区役所の窓口機能を補完する必要があるため設置されるものでございます。また、連絡所は、必要最低限の窓口サービスを行うために設置されるものでございます。業務につきましては、出張所は、区役所の窓口業務のほとんどを処理しております。連絡所は、設置場所により業務は多少異なりますが、主に住民票の写しや戸籍謄抄本の交付などを中心とした業務を行っております。なお、出張所では住民基本台帳ネットワークシステムに接続されておりますが、連絡所は接続されておられません。以上でございます。どうぞよろしくご理解願います。

○議長（河野）西田君。

○2番（西田）まず、1点目の質問のところの、住基カードの記憶容量が32キロバイト、約1万6,000文字という容量があると回答されたんですが、かなりの情報が入ると思われます。この利用はどのようなものがあるのか、ちょっと具体的にお聞きしたいと思います。それがまず1点目。それから、現在、戸籍、住民票、印鑑証明等、こういうのをとられた件数、今年度、平成14年度でよろしいですから、全体で何件ぐらいあるのかと。それと、もう一つは、住民票など取得する場合に、直接役場等に出向かないで、郵便で注文をかけることもできると思いますので、その郵便で注文をかけられた件数をお聞きしたいと思います。それから、これも昨年度でよろしいんですが、戸籍、住民票、印鑑証明の手数料、総額でいいですから、それをよろしく願います。まず、そこまで一応願います。

○議長（河野）住民課長。

○住民課長（上村）住基ネットに関する再質問でございますが、まず、カードの利活用について、国から独自利用等についてメニューが示されておりますので、具体的にということでございますので、国から来ておりますメニューについて申し上げます。

まず、1点目でございますが、証明書自動交付機を利用して、住民票の写し、印鑑登録証明書、その他の証明書の交付を受けるサービス、2点目としましては、申請書を自動的に作成するサービス、3点目としましては、健康診断、または健康相談の申し込み結果の照会等を行うサービス、4点目としましては、緊急医療を受ける際に、あらかじめ

め登録した本人確認情報を医療機関等に提供するサービス、5点目としまして、災害時等において、避難者情報の登録、避難場所の検索等を行うサービス、6点目としましては、公共施設のあき照会、予約等行うサービス、7点目としましては、図書館の利用、図書の貸し出し等を行うサービス、8点目としましては、健康保険、老人保健等の資格確認を行うサービス、9点目としましては、介護保険の資格確認、給付確認等を行うサービス、10点目としましては、高齢者等の緊急通報を行うサービス、11点目としまして、病院の診察券等利用して行うサービス、12点目は、商店街での利用に応じポイント情報を保存し、これを活用するサービス、13点目としましては、公共交通機関の利用に係るサービス、14点目は地域通貨、電子福祉チケット等に係るサービス、15点目としまして、公共料金等の決済に係るサービスとした磁気カードに伴いまして、独自利用例として、国が示しておるメニューでございます。

それと、次に、住民票とか印鑑証明の年間件数でございますが、件数と手数料等を同時に申し上げますのでよろしくお願いいたしたいと思います。これは14年度の1年間の統計でございます。まず、戸籍関係が、件数としましては5,905件、それと金額的には295万7,750円でございます。それと住民票につきましては、2万6,223件、手数料としまして786万6,900円でございます。その他としまして、主に印鑑証明でございますが、1万9,915件、その手数料が605万500円でございます。

それと、郵便件数でございますが、郵便件数につきましては、年間全部で6,303件の郵便の請求がございます。内訳で申しますと、戸籍関係が約40%、住民票関係が60%でございます。ご存じのとおり、戸籍関係と申しまして、その内容は、本籍人からの戸籍の謄本、抄本の請求が主なものでございます。住民票の請求の主なものとしましては、現在盛んに簡単に使われるということで、サラリーマンの金融等でございます。そこからの身元照会が主なものでございます。以上でございます。

○議長（河野）西田君。

○2番（西田）今お聞きしたのは、現状をちょっと把握する意味でお聞きしたんですが、要するに、結局住民の方々のサービスが今後どのように変わっていくのか、より向上していくことが当然ベストなんですけど、合併も含めて、そういったサービスが低下しないように、また向上していくようにいろんな施策を考えていただきたいと思うんです。ちょっと私、調べた範囲で、広島市の方をちょっと調べさせていただいたんですが、広島市は、住民票などのことに関してはサービスコーナーというのを設けておりまして、年

末年始の休みを除きまして年中無休でやっているというコーナーもございます。これは広島バスセンターのビル3階の方に設けてあるんですが、こういった年中いつでもとりにいけるようなサービスが現実に広島市にはございます。

それから、広島市の出張所、連絡所等の調査をしてみたんですが、この近郊では矢野出張所、それから中野出張所、畑賀連絡所というのがあります。その中に、それ以外に五月が丘とかいうのは窓口連絡所というのがございます。先ほどの説明の中に、窓口連絡所の定義がちょっとなされていませんで、これもひとつお伺いしたいと思います。

見てみますと、非常に近いところに出張所または連絡所が設けてあります。先ほど来、随分出てきておりますが、合併にともなって出張所の問題がいろいろ議論、出ておりますが、ぜひとも住民サービスの観点から考えた場合に、この出張所は海田にぜひとも設けていただきたいと、こういうように思いますので、これら、広島市の定義、半径5キロというような定義がございますが、その定義内に存在するものですので、それらの見解をお聞きしたいと思います。それでは、それに対する答弁を済みませんがよろしくお願いします。

○議長（河野）総務課長。

○総務課長（久保）今の再質問にお答えします。窓口連絡所と申しますのは、今五月が丘と申されましたが、機能としては連絡所とほぼ同じでございます。月、水、金と隔日に会館しておるというものでございます。それと、今5キロ以内にも出張所がということがございましたが、これは昭和50年当時、例えば矢野出張所等々残ってまいりましたが、これは急激な環境変化というものを防止するということで、当時、なされた措置でございます。それで、53年度にそういう基準を市の方で定められまして、それ以降はこの基準に則って運営をされておるというものでございます。

○議長（河野）西田君。

○2番（西田）ちょっと時系列的にわからないんですが、矢野出張所が一番最後になるんですかね、中野とか畑賀から考えた場合に。どちらが先。

○議長（河野）総務課長。

○総務課長（久保）申し訳ございません、正確には調べてございませんが、私のところでは思っておりますのは、瀬野川の方が早かったということで、中野の方が早いんじゃないかという認識を持っております。

○議長（河野）西田君。

○2番（西田）今、お聞きしたのは、要するに中野と畑賀の関係も半径5キロ以内になるんではないかと。だから、要するに半径5キロの定義がどの地点でなされたのかということがお聞きしたい点なんです。それと、現状そういったものがあるということから考えた場合に、やはり今から合併協議に入るときに、その出張所の問題に関しては、必ず海田町に設けていただきたいという希望があるので、その点を申し上げまして、質問を終わりたいと思います。よろしくお願いします。

○議長（河野）7番、堀間君。

○7番（堀間）7番、堀間です。町おこしについて2点ほど質問させていただきます。まず、1点目、姉妹縁組をしてはどうかということで質問します。海田町史によりますと、今から138年前の慶応元年、1865年12月10日に、越後高田藩主榊原政敬軍が海田市に宿陣し、同2年6月14日に、小瀬川の戦いに出陣して敗れたとあります。そのときの亡くなった34名の藩士が、海田の明顕寺に葬られています。現在でも藩士の墓は大切に守られ、墓前に花と線香が上げられています。越後高田藩が現在新潟のどこに当たるのか調べないとわかりませんが、作木村との姉妹縁組も切れますので、ぜひ越後と海田のご縁を姉妹縁組という形で新しく興せないものではないでしょうか。138年前に1年半という期間、他国から来て海田市に陣を張り、戦いで命果てた武士の魂を改めて1年に1回供養することも、先祖を大切にするという大きな社会教育になるのではないのでしょうか。明るい話題提供にもなりますので、越後との姉妹縁組、ぜひ検討をお願いします。

続きまして、2つ目の質問として、金メダルを海田町へ。日本人で初めてオリンピックでの金メダルを獲得した織田幹雄さんの生誕の地である海田町に、織田幹雄記念館を作る予定になっていますが、時遅しという気がしないでもありません。記念館をつくる以上、最高の記念は金メダルです。その金メダルを海田町へ持ってくる運動は、行政としてできないでしょうか。その金メダルがこの町にあるだけで、子どもたちにどれだけの大きな夢を与えることができるか、はかり知れないものがあると思いますのでご検討ください。よろしくお願いします。

○議長（河野）町長。

○町長（加藤）堀間議員ご質問にご答弁申し上げます。初めに、町おこしについてのご質問でございますが、まず1点目の姉妹都市縁組についてでございますが、ご承知のとおり、現在作木村と縁組を結び、今年で16年目を迎えたところでございます。しかしながら、両町村とも平成16年4月を目標に周辺市町との合併を予定していることから、縁組

を継続することが困難な状況になっております。任意協議会でも、この姉妹都市縁組を解消することで合意しており、このような状況下で新たに姉妹都市縁組を結ぶことは考えておりません。ただ、仰せのように、やはり由緒あるそういう記念碑があるわけですから、今も、私もときどき明顕さんへ行きますけれども、お花が変えてあったりということも目の前にいたしております。いかにやはりこのことを大事にしていくかということも、これは我々として考えていく必要があろうかと思いますが、縁組についてはそのような状況でございますので、ご理解をいただきたいと思います。

それでは、２点目につきましては教育委員会から答弁をいたしますので、よろしくお願いをいたします。

○議長（河野）教育長。

○教育長（李木）織田幹雄氏の金メダルに関してのお尋ねでございます。織田幹雄氏の獲得されました日本人としての初の金メダルは、現在東京の国立競技場内に併設する秩父宮スポーツ博物館において保管、展示されておるところでございます。日本近代スポーツのあかしとも言えますこの日本初のオリンピック金メダルを永年にわたって海田町において保管、展示するということは、そういう状況がございますので、大変難しい問題だというふうにとらえております。しかしながら、計画をしております（仮称）織田幹雄記念館の完成時に、完成記念事業として一時的に金メダルの貸与を受けるということは、この町民の皆さんに実際にその金メダルを見ていただく機会でございますが、そういうことは可能であるというふうに考えております。また、この金メダルのレプリカを作成いたしまして、常時展示をするということは、これは日本オリンピック委員会の承認を得た上で可能であるというふうにお聞きいたしております。ご理解いただきたいと思います。

○議長（河野）堀間君。

○７番（堀間）再質問させていただきます。姉妹縁組をしてはどうかと質問したんであって、私は都市という言葉は入れておりません。で、ちょっと話、変わるんですけども、つい最近ですけど、いずれ補正予算のところでも、私、言いたいんですが、海田町の商工会の経営指導員から、合併したら海田は何にも残らないじゃないかというきつい言葉で最近言われました。その何も残らないという言葉聞いて、非常に私は心が、気持ちが冷たくなったんですけど、議会人、我々と、そして執行部を一遍に否定されたような、そんなに歴史のある町に対して随分失礼なことをおっしゃるなと思いました。何も残ら

ない、そうなんですか、町長。合併したら、本当に海田町、何も残らないんですか。広島市、海田へ来ている経営指導員ですけど、広島市民から見たら、そんなに海田は何もない町なんですか。本当悲しかったです、その言葉を聞きまして。何もないことはないでしょう。先ほど言いましたように、越後から海田まで来て亡くなった武士34名の墓を138年も大切に守ってきていると、優しい海田町民の心があるじゃないですか。

だから、別に都市として残せとか、そういう難しいことを言っているんじゃないんです。住民レベルでもいいですから、何かそういう運動を助けてほしいなという気持ちで私は出したんです、ここへ。何らかの形でそういうものを残したっていいじゃないですか。合併、合併とそういうことばかりで進めなくても。残すことは、何を残すかというのを考えてほしいんです。やっぱりそういう心を、海田町民の心を、都市という縁組でなくてもいいですから、何か進めてほしいと思いますから、そのレベルでちょっと検討できないか、もう一度質問いたします。

それから、金メダルですか、貸与してくるとか、レプリカは可能だという答弁をいただきましたけども、レプリカが可能であるなら、今後そういうことを私たちが要求、あるいは住民からの要求があればつくっていただくことはできるんですか。

○議長（河野）町長。

○町長（加藤）初めに、今の越後高田藩のことについてでございますけれども、仰せのように、やはり海田町にも何もないということより、歴史としてはやっぱり昔の宿場町であったということから、町が指定した文化財もございますし、県の指定を受けた樹木等もあるわけでございますので、こういうものをこれからもこの地域として、文化、あるいは伝統、こういうものはやはり大事に残していく必要がありますし、またそれをよりこの地域以外にも知らせ、広報をし、皆さんにやはりこの地域を理解してもらう努力は必要であろうかと、こういうふうに思っておりますし、今現在、これが、そういうことに対して年々、その町の文化財とかあるいは文化財でないにしても、やはり古いものについてはそれを見て回られるというような事業も現在はやっておられるわけでございますが、ぜひそういうものについては引続き残していただき、こういう文化、伝統を大事にする地域であるべきであると、このように考えておりますし、できるだけそういう会の方とも協議をしながら継続していければと、このように思っております。

○議長（河野）教育部長。

○教育部長（山本）織田先生の獲得されました金メダルのレプリカについて、実際に可能

であるかという再度のお尋ねでございます。これにつきましては、先ほど教育長が申しましたように、秩父宮スポーツ博物館の館長さんと話をした中で、将来、海田町がそういった織田幹雄記念館を建てたということを前提で、そういうレプリカ等をつくるために借りすることが可能なものであるかということは、直接お話をした中で、それは十分可能であるというお話はいただいております。ただし、先ほど申しましたように、日本オリンピック委員会の承認の上で、なおかつこのレプリカにつきましては、同じ大きさのものでは日本オリンピック委員会では認められないと、明らかに大きさを変えて、例えば大きくしたものの形の中でのレプリカであれば、日本オリンピック委員会の承認も得られるでしょうという館長のお言葉でございました。

○議長（河野）堀間君。

○7番（堀間）姉妹縁組ですが、ですから、町長、文化とか伝統を残すのは大事だとおっしゃるのであれば、この姉妹縁組を何らかの形でそういう動きを興していただけるのでしょうかという質問をしたのでありますから、できるとかできないとかはつきりもう一度おっしゃってください。それから、レプリカの件ですけれども、大きさが違わないといけないんであってもやる気があるんですか、海田町は。

○議長（河野）町長。

○町長（加藤）できるかできないかというご質問でございますけれども、やはり今海田町もこういう状況の中でございますけれども、町としてということになりますと、今その確約もできないわけでございますが、私はやはり地域でのそういう団体と私たちも行政としてでなくして、やはりこの地域としてそういうことの盛り上がりといいますか、そういうことに対しては、これはいろいろとまた皆さんと協議をしてみたいと、ここで必ずやりますとかいうご答弁はできかねますので、ご理解いただきたいと思います。

○議長（河野）教育部長。

○教育部長（山本）金メダルのレプリカの作成につきましては、現在のところ、いろいろお話の話題になっておりますが、（仮称）織田幹雄記念館の織田先生の顕彰のコーナー、この中にはぜひこうした金メダルのレプリカを設置といいますか、展示をいたしたいという思いでございます。

○議長（河野）6番、斎木君。

○6番（斎木）加藤町長さんに、毎度のことですが、そして執行部の皆さんに、合併問題を中心にご質問したいと思います。町長さん、大変だろうと思うが、もう少し元気を出

してお答え願いたいと思います。執行部の方も、町長さん、ここらで考えないけんぞと言わずに、イエスマン、イエスマンで、町長さんのおっしゃることも大切ですが、どうかすばらしい勉強し、職員ですから、そして我々町民や国の税金、血税をもって我々に奉仕していただいておりますから、十二分にその知識を発揮して、海田町という町名は残りますが、本来なくなるんですから、たったあと10カ月で。我々も皆さんもゆっくり落ちついて、皆さんもどこへ配置転換されるやわからんのですから、それは町長さんはおやめになっていいかもわからんけど、将来ある皆さん方がゆっくり考えられて、十二分に研究、勉強されて、10カ月後じゃどうにもならんというのが、私は合併、政府に倣い17年3月まで、国が示しておる期日までゆっくりお互いに考えましようやと、合併はしなけりゃいけないということを町民や皆さんに訴えてきておるものであります。

毎度のことですが、町長さん、十八、九年間合併は避けて通れないが、町民と相談しながら進めると言い続けてきているのにもかかわらず、ある日突然一方的に、議員の皆さんが質問されるように、同じことを言いますが、合併すると言い出されたんですよ。そして、一部の議員の反対があるにもかかわらず、議長さん、あなたと一緒に広島市役所へ行かれて、秋葉市長に合併を申し入れられました。

広島市と海田町の代表でつくる任意協で、市長選が2月2日にあるんです、もう済みました。市議会の選挙が4月に行われたんです。重要なことが手つかずの状態で、十二分に審議もせず、たった5回の会合で、12月25日のクリスマスの前後の日に新しく任意協議会を終了させたんです。そのため、たくさんの問題が積み残されてなったのであり、斎木も任意協委員として不満を述べましたが、時間切れ迫って、渋々同意せざるを得なくなったわけです。ただ、わしは、安心できるのは大きな水道問題、出張所の問題、その他を法定協でやりましようということがなっておる。私も任意協でそういうふうなら同意しましたが、この法定協、これを多いな頼りにしておるわけでございます。任意協としても同意せなよかったじゃないかというても、あのときのムードは、行け行けどんどん、行け行けどんどん、不平も言いましたが、不満も述べましたが、そういう形で終わっておるんです。まだ、法定協へ残しましようということで、唯一の私の頼りにしておるわけでございます。

広島県内に8カ所、大体市町村合併が進行中ではありますが、それらの視察研修を十二分な調査もせず、海田町がなくなるという大事なときに、6月定例会で、また本定例会でなしに7月に、広島市の議会と合わせて、同時に海田町も臨時議会を開催し、法定協

を持とうとしておるんですよね、町長さん。国の指示する２年後の17年３月までに合併を受け入れればよいのですよ。行け行けどんどんと合併してしまってから、積み残した問題をどうするかをよく考えるべきであり、合併してしまってからでは、市は海田町の細かい話など、予算を出すはずがないんですよと。私も３期12年、広島市の東区から県会議員出て、市のこと、よく知っております。で、ここで訴えるわけでございます。私たちの町会議員の任期は17年３月まであるんです。町長さんこそ来年の４月か５月だと思いますが、何も平成16年度は合併せずに、町の独自の、およそ、町長さん、30億円の単町事業が組めるんです。いろんな議員が述べられましたように、町有財産を何ぼか売る、残っている土地開発公社のお金、恐らくわしは10億円あるんじゃないかと思うんです。

それを、何も広島市に持っていく必要はないんです。それを各議員が一生懸命町長さんをお願いしておる。だめです、だめです、だめです、わしの任期で、先ほども、町長さん、あんたの個人の理由だということを随分議員もおっしゃる。しかし、町長さんはそうじゃない。しかし、みんな、皆さん、そういうことですよ。助役さんも県からおいでになる。県に帰りゃいいんだ。そういうふうには各部長、収入役がいらっしゃるのに、何かもう少し、町長さん、こういうことが議員がある、ああいうことがある、なぜ言ってもらえんのだろうかと思わなくて私は仕方がない。こういうことです。

去る中国新聞に、平成15年４月17日木曜の記事に、皆さんも読まれたと思いますが、合併については、議員の在任特例はないと決定したことが出ておりました。先日の中国新聞にも、広島市が出資しているアストラムライン、電気バス、地下鉄だとか言われておりますが、280億円という莫大な赤字を出したことが報じられました。欠損分の200億円を市が貸し付けることが決定いたしました。我が海田町も財政が苦しい折から、町民が簡単に特別職の処遇を許すわけではないのです。２年ぐらい前は、全国的に地区審議員とか特別職の方をいろいろ２年間とか１年間、認めていますが、最近は国も県も市町村も非常に厳しいから、そういうことがないんですから、私たち議員は、町長さん、17年３月まで任期があるんですよ、町長さんこそ終わりますが。十二分にその職制を発揮して、海田町の先ほど言いました町名は残りますが、なくなるんですよ。そこらをよく考えられて、受け取るべきものではないと私は考える次第でございます。

各議員が質問の中に入りましたように、広島市との合併の日程を、スケジュールを考えますと、まず、広島市と海田町の法定協議会を設置して、また市と町の議会の議決が

要ります。次に、合併協定書の調印、そして市と町の議会の議決、合併協定書の内容によつては、広島市、海田町の議会が内容じゃなく、当然これは議決しなけりゃならん。そして知事への申請、広島市長、海田町長から県知事に対して合併の申請を行います。県議会の議決、知事の決定、恐らく県議会は12月の県議会じゃろうと思います。県議会の議決を得てから、県知事が市町村合併を決定いたします。そして、国の総務大臣へ届け、総務大臣が告示し、総務大臣の告知によって合併の効力が発生します。これを16年の3月まで、やらなきゃいけん。そして、広島市が発生するんです。

昨日からの議員の質問の中にも、できるはずないじゃないねと。私が町長さんに質問事項を出した中、議員さんにも配っております。遅まきながら、傍聴者の方へも載せておりますが、どうかその点をよく考えていただきたいと。町長さん、私が以上言っていることが間違っていれば方針転換をして、町長さんのおっしゃる16年3月末で合併いたしますよ。どこが間違っておるか。私は、初めはあまり町民も関心がなかったですが、最近は何のために早うするんか、1年ぐらい延ばして、やるべきことはやったらいいじゃないかという方、随分町民が増え出しましたよ。

だから、宮坂議員がすばらしいことをおっしゃった。それは我々の議会の受付もある。いいじゃないですか、住民投票、機会をとられても。それをかたくなに、町長さん、お互いに老いの一徹かしりませんが、私も老いの一徹かしりませんが、かたくなに「だめだ、だめだ」とおっしゃる。それに対して、助役さん、収入役さん、幹部が同じようなことでじっと座っていよる。少しは現場に出て、町民の意向を聞かれたらどうですか。私は、今回の議会で、かなり議会の様子も変わったということは、皆さん方も真剣に聞き取って考えていらっしゃると信じておる。イエスマンじゃいけませんよ。どうかその点をお願いしたいと思います。

それから、ちょっともう一度触れますが、合併に伴う特別職の職員の取り扱いと議会議員の身分についてでございますが、私は、これは今回の答弁で、町長さん、立派なことを言われた。1年間の町長さんの給料が、これは簡単に済ませておきます、1,443万円余り要るんです。我々議員が約420万です、それから税金を引かれますが。それを私は、私の地元の畝のふるさと館で説明会があったときに、町長さん、19年もおいでになるし、20年になるんだから、大変な退職金、1億数千万円をもらっておられるか今からもらえるかしりませんが、「まさか特別職、在任特例の特別職でいただけるはずはないでしょう」と言うたら、小さい声で、「わしももらわんよ」ということをおっしゃった。

しかし、今日は本当に、町長さん、立派じゃった。一切もらう意思はありません。もちろん助役、収入役、教育長も同じです。町長さんが強制的に、助役さんは県会で、収入役さん、教育長さん、あんた、もらうなと言うたら、そういうわけにはいきませんけ、はいはい、言うたんかわかりませんが、これは、非常に立派なことをおっしゃって、これは町長さん、敬意を表します。

そういうような状況でございますので、どうか、町会議員についても、平成17年3月まで任期があるんだから、3月で合併するより、その後1年間協議して、それから1年間の地区審議員で残るといふこともあると思いますが、合併したら、海田町から補欠選挙で市議会議員が2名出る。ただ委員になっても議決権もないし、そうかそうかといふことですから、やはり私は、これも返上すべきではないかと考えておるわけです。しかし、合併内容によったら、せめて議員はもう1年在任特例の地区審議員に残ってもいいと思いますが、その状況に私はよりけりではないかと思うわけです。本当に海田町のために、本当に私たち議員、私も働きたいなら、期限がある17年の3月まで議会を務めさせてもらって、思い残すことのない、30億ですね、いろいろできますよ。さっきの答弁も、織田記念館で、弓道をやめてプールにしたらどうかという議員の質問に対して、お金はあります、予算があるという答弁じゃったから。

それから、クーラーの件で、冷房、15年で決まっておるんじゃないと思いますが、市がいけん、回答をいただいておりますんじゃない、ご回答を町長さん、職員、あんたら部下が、ご回答、ごをつける。いかに広島市に牛耳られて、はいはいはいはい言うのが、その言葉一つでわしはわかる。小さい声でごをのけなさいよと。それが、今の町長さんはじめ、執行部の、私、言うたよな、「町長さん、全権大使はあんた、だめじゃ」と。「議員も一緒に、別にやらせてくれ」と言うたら、今の決まりで、町長さん中心に執行部だけでそれを持って帰る。やっぱり命をかけて、昔から外交問題でも全権大使は命をかけて、家へ石を投げられたりされてもやるのが、町長さん、本当じゃけんのう。議会がやったらすごいですよ。やめた、合併とかやりますよ。町長さんがおとなしいから、職員は皆おとなしく、交渉しているのかどうかかわかりませんが、テーブルをたたいて帰る。合併せんというぐらいの問題をやってもらいたい、助役さん。そこらが、私は切にお願いする次第でございます。この点についても、町長さんの積極的な考え方を伺います。

それからもう一つは、3つ目は、大きな大綱で、よその町村を見ると、全国の、議会だけでなしに、合併建設素案という町制度のことを、学識経験者、議員も含めて、別な

委員会で策定しておられるんです、民主的に。そういうことも今から1年延ばせばできるんじゃないかと。例えば町執行部が3人、議会が3人、住民代表14人が出られて、もっともっと一般住民の、町民の方の意見を聞いて、立派な策定委員会を1年延ばせばできる。それも全然考えておられん。私は、皆さん、町長さん、挙げましたように、ここで音戸町からもらった、皆さん、音戸町は、皆さん、助役さんも、わしが、斎木が来たと言われたように、新聞にある、倉橋町と音戸町はどうも建設計画が煮詰まっていない。具体的な例がないから、1年、法定協を延期してくれと。そして、こういう2回目の、きれいな、皆さん、印刷もされて、法定協前にもう一遍13地区を説明されて、第2回のみんなで考えよう、市町村合併とまちづくり、市町村合併の主役は町民の皆さんである。それを私はきちっとカラーコピーして議員さんにも配りました。なぜ音戸町のようなことができるのだろうか。

それは、財政状況も立地も違いますから、海田町は海田町の、助役さん、言い分があるということがあんだ、言うとしたが、音戸町は財政的に違うから延ばされたんじゃないけん。そういうようなことをわしは助役さんと私的にお会いしたら述べられましたが、そのように、もう一遍町民の意見を聞かずに、町長も発刊に当たって、ちゃんと、町長さん、見られたように、3つの条件がある、3つの条件が、どうして延ばしたかという。そういうことが安芸郡に何にもあられわずに、先ほど申しましたように、全然12月末に終わったら、町政の報告で、市と交渉しております。何を交渉して、それを議会に、特別調整委員会がありますが、何月何日に町長と助役と行って、相手は市長が出てきた、助役が出てきた、こういうことをやります。あれから5カ月たっておるよ、町長さん。

具体的な方向が一つもない。ただ、想像と私的に聞くだけで。5カ月たっておるんですよ。わあわあわあわあ言うて、25日に、わしもその1人で申し訳ないと思っておりますが、失敗したな、ある議員さん、斎木さん、なぜあの任意協を年末の忙しいのに、市長選挙をあわせてやったら了承したんねと。申し訳ないことをしたと。私は、ただ、法定協でこれとこれをやろうというから安心しておったんだと。法定協で覆したって一つも動議にもとらんと思うんです。そういうふうには、本当に町民を尊重して、市町村の合併の主役は町民です、あんたら、それ、はい、やらん、やらん。宮坂さんが立派な意見を言われた。それでもやらん。そんなもんじゃ、町長、ないよ。そういう一徹の考え方で、海田町の議会や町民を引っ張ってはいけん。私はよく知っております、合併したら、3期12年経験しておったんだから、広島市のことは。

そういうようなことで、次に、ここに書いておけることは、その足で、私も横着で多忙なかったかわかりませんが、町長さんがどこへ見に行け、県はようやく議会が7月30日、31日に三重県の方へ、各議員の意見を取り上げて視察に行くんです。それが済んで、法定協は決めればいいんであって、町民のお金、町の費用のむだ遣いじゃ。合併、法定協を開かずに、それを延ばして、それを見学してから、たった2回よ、収入役さん、行くんが。県内8カ所あるが、一つもどこどこ行ってくれ、町長、言やせん。私は1人で行った。その足で倉橋へ行った。何と、体育館にへり入れ、温泉プールができてる。人口は六、七千じゃないですか。町長がすべて、議員はほえるばかりで、あなたが提案したものを審議するだけで、すべて海田町の方針は、町長さん、あなたよ。ああいう近くに、わしも早う行けばよかったが、立派な温水プールができておる。それを、私はここへ、カタログもろうて、カラーコピーして、あなた方へ渡したのはカラーコピーか、海田町何か知らんが、議員さんには私がカラーコピーして、受付へ10部、けさ置いておいた。

そのように、なぜ町長さん、あんた、行け行けどんどん言うんじやろうかと。町長さんの議会で、解職請求できるかもわからん。しかし、町長さんの非常に温厚篤実な人気で、弟さんも議員でいらっしゃるんだから、多数決でだめになるかもわからんが、やっぱりそこらで目覚めてもらわないかんということです。倉橋町へ行っても、郵便局長がわしに言いました。「町へ、郵便局、任してくれても、どうも不親切な。聞く耳を持たんじゃ。やりたい、やりたい、言いよって」。倉橋町へ行ったら、ちゃっともうやっておられる。議員さんの質問でも、住吉議員さんでも備後府中が何じゃやりましたと。やる意思ない、やる意思ない。市がどうのこうの言う。市は1年延ばせば関係ないじゃないですか。海田町の町民の町政をわしはやってもらいたい。広島市を何もお伺いすることはない。海田町がプラスになればやって、もう1年延ばしてそういう問題をして、温水プールもつくられ、広島市は、町長さん、海田町がないなら困る。海田町が逃げたら、坂町の吉田町長と会った。熊野の町会議長と会った。全然合併する意思はない。府中町はごちゃごちゃごちゃごちゃしよる。もし、広島市も海田町が1年延期したらメンツもない。一つも、海田町、お願いします、1年わかったよと、来ていただけるなら言いますよ、町長さん。

そこらをよく県内も研究し、町村会でこっそり、半年前かしらんが、海外かどっか行かれて、岡田議員さんに指摘されて、わしも初めて知った。皆さん、この合併問題のと

きに、議長、わしも行かせてくれと。何もこっそり行ったら後から見つかってしまうたんやのう。そういうようなあんたの態度ではだめなんよ。堂々に行けばいいじゃないか、町村会なら。こっそり行って見つかったらそういうことを言う。それが、助役もイエスマン、収入役も、お金が出るんでイエスマン、会費で幾らもらおうが、そういうことだから海田町がおくれるんですよ、立派なけど。そういう点を、ひとつ総合的にご説明してもらいたいと。

次に書いておることは、海田湾のことを、私はいつも述べさせてもらうんです。海田湾のことを申し上げていますが、これは、私が再々町長さんをお願いしておるわけですが、ウォーターフロントの開発整備についてお願いしておるんです。何遍お願いしても避病院が、わしら子どものときに、隔離病舎が、あの電気高校が建って、わからんですよ、木が茂って。あれは、小公園と道路、通路やってくれ、ああ、やります、やります、やります、やります、今日も、建設部長、あれ、やるようになっている、何月でやっておるんじやと。

こういうことで、遅々として、町民に詳しく、合併までに、そうでしょう。「あれはどうするんかいの」と言うたら、東の谷のキャンプ場。建設委員会も高野町へ行った。すばらしい。人口1,000人か2,000人じゃが、1戸建てで。あれは、15年度で、合併までにやるんでなしに、建設計画に、広島市に申し送ってやると。海田町で、町長、やったらいいじゃないの、やるやる、言いよったんじゃけん。建設委員会も見学して、すばらしいところを見てきた。そのように、あの避病院のことでも、はい、わかりました、はい、やります、2年間、わしは言い続けてきておる。それでも、今度は、あれはどうも関西軽金属なんじゃけん、これを申し送りますと言うてんかしらんが、建設部長、明解な答弁してくれよ。そんなものは簡単じゃろう。土下座してやればいいんや。

駅前再開発のこともでもそうや。町長さん、土下座してでもやんなさいやと。結局11年間、11億何ぼのむだな費用やって、市に申し送ります、県内でもどこでも絶対売らん、売らん、言うて、皆家が建って、皆道路ができておる。荒木市長がわしに言うた、亡くなられた、「観音の効果かのう、やりんさいや。わしは町、市民に嫌われてまで、あまり健康でないしやらのじゃ」言うて。ほんな秋葉市長になったら15億に戻しておる。そういうようなことをまねられて、信念を持って、命を、生命、命、言うてるんじゃないよ、全勢力を挙げて、ひれ伏してでもやりなさいやという。11億でものう。私は、ある議員は、責任とってと言っておるけど、私は責任をどうとるかというて、町長さん、

出しておるよ、質問に。

そういうことと、また明神さんのところでも、同じことを言うよ、町長さん。それで、土木部長、あんたらも、わし、子どものころ、明神さん祭りがあって、今斜めで、あそこの掃除のとき、草ぼうぼう。ようやく町長さんが4メートル、5メートル道路で、駐車違反、ないようにするとおっしゃったが、カキ殻投げ込まれて、海田町には湾、皆ありますよ。船一つ泊まる港がないんよ。あんた、こういうことも県と相談して、片をつけて、1年延ばしてやってもらえば、町長さん、今のままやったら汚点が残る。19年、すばらしく町長をやられて、最後にそういうことをせずに、1年延ばして、町長さん、わしはときどき町長さんがおったら話したい、話したい、言いよるんじゃが、今じゃ会いとうない、斎木さん、会いとうないとおっしゃるかもわからんが、やっぱり、皆さん、あんたも、課長じゃ部長じゃ、職員がいっぱいおるじゃない、役場の中に。わしはいつも定員減を言いよるが、ああ、何条で大体自然退職しておりますということですが、このウォーターフロントの開発工事でも、今建設委員会も海上公園とか何か取り上げておりますが、これも1年延ばして目鼻を見当つけてもらいたい。

船1隻、海田町には泊まるどころ、ないんよ、ボートも。それを、あんた、残して、わあわあわあわあ言うて、広島合併、合併、言うて、あんた、19年も在任していられて、すばらしく、私は、当初、皆さん、町長さんを褒めよった。あのひまわり大橋の農協のところ、わし、ふるさと館をやってもらってと。ほかの議員は何なねと言いよる。私は本当に議会の本会議で褒めよった。最近、私は合併問題で批判し出した。あなた、本当に温厚篤実でいいと褒めよった。しかし、それがあだになって、執念深く一つ事を変えてないじゃないか。それで、私がこういうふうに声を大にして町長さんをお願いするわけでございます。そういうことです。

それから、そういう点が、45分ありますので、再質問でいろいろ尋ねたいと思いますが、それから、最後に、ここへ書いているような、皆さん、農業公園、合併条件として、東地域は、非常に運動公園、町長さんの力でキャンプ場までやっておるが、東の谷のあの熊野園、通る道も、崎本さん、あんた、あこのけるんじゃろうが、ああ、のけるよと。小川のせせらぎが、雨が降れば流れる。両方、農業公園をつくって、合併の一つとして、基本設計ぐらいして申し送ってもらいたい。あの農業公園は、薬草が入っておるからハーブ園とか、海田町の花ならそういう花をやって、小さい果物公園とかそういうものをして、休憩所をつくって、トイレ、その中に家庭菜園場をつくって、町長さんはあそこ

の下まで6メートルでいくとおっしゃるんだから、その計画ぐらいつくって申し上げたいと言うてわしは助役さんにも再々言うんや、建設部長も。はいはいはいはいはいはい、助役、下の方の西の谷、小さい農業公園で、「公園でこらえてくれ」と言うて、わしは、「こらえん」と言うてる。そういうふうに、私は同じことばかり提案しますが、収入役さん、ほい、こっち見てみ、あんた。こういうことを書いておるで、わしは、私費で。あんたもお父さんの校長先生とわし、教員、一緒やったが、立派な足跡を残して収入役をおりんさいや。町長さんはあんたもやめていくと言うたら、任期とらずに。そういう立派な態度をとってしまったんだから、みんな、よろしく願いたいと私は思うわけです。

あと、何が残っておるかだね。たくさん言いましたから、ほかの議員よりいろいろ、新駅の問題がある。町長さん、これは国岡議員も全議員が賛成して、400万円調査費組む言うて、これは本当はありがとう、町長。私は2年前に絵をかいた。場所は天神さんのところへかいて、町会議員もそれはいいことじゃと。あんたも400万組んだ。助役も駅へ行ってくれた。斎木がよう頼んでおりましたと言うて。私は25分、広島の寒げいこ、通ってね、歩いて、苦労しておるんじゃ。確かに今工場もだんだん従業員が少のうなる。しかし、電気高校の生徒が、千四、五百名いらっしゃる。これだけは早急に、町長さん、助役さんも一生懸命なってくれた、聞きました、町長さん、あんたが400万、画期的な予算を組んでいただいて本当にこれはありがたいこと、ありがとうと言う。悪いことはだめじゃと言う。

そういうふうなことですから、私は残念ながら、町長、あんたのリーダーシップがないなら、中野の新駅でこういう話を聞いておる。わしは瀬野の駅が近いけん、出さんよ、寄附を、1,000円ずつ3年間で、1件が3万6,000円、一切出さん。そういう人たちがどんどん乗りよる、今。そういうふうに、中野東とは立地条件が少し悪い、非常に厳しいかもわからんが、町長さん、1年延ばして、あんたが全生命かけて、助役さん、やってもらいたいんよ、せつかく400万、組んでくれたんだから、皆さんの要望に。これは全議会が一致した。そういう点についても、いつごろ調査して400万使うて、いつごろまでに町としての計画、私でも国岡議員と昨日も話したんです。早く期成同盟会をつくろうでと。参考資料も、町長さん、助役さんへ渡しとったけね。坂、呉、中野新駅の資料、全部渡して、自治会長に渡した、わしは。

そういう点について、今の見通しを、400万をいつごろ使っていつごろやるんかと。今、

合併問題で頭に来ておるから、町長さん、それどころやないかもわからんが、しかし、我々にとっては非常に、町長さんが400万組んでいただいて、我々が計上させてもらったことは本当にありがとうございましたと。そういう点もひとつお尋ねして、明解なる、町長さん、くたびれると思うよ。くたびれると思うが、最後の元気を振り絞ってはっきりとご答弁のほど、お願いしたいと思います。議長、以上で終わります。

○議長（河野）暫時休憩をいたします。再開は13時。

~~~~~○~~~~~

午前 11 時 58 分 休憩

午後 1 時 00 分 再開

~~~~~○~~~~~

○議長（河野）休憩前に引続き本会議を再開いたします。一般質問を続行します。斎木君の質問に対する答弁からです。町長。

○町長（加藤）斎木議員のご質問にご答弁申し上げます。まず、合併に関する質問にお答えをいたします。町長はどうして任期内での合併にこだわるのかとのご質問につきましては、私といたしましては、決して任期にこだわって合併を進めているものではございません。合併の時期につきましては、以前から申し上げておりますとおり、合併特例法の期限内で、海田町の発展のため、財源的に有利となる時期を、また町長として責任がとれる時期を検討し、決めたものでございます。

合併時期を平成16年4月1日にし、他の町に先駆けて合併することを前提としたことにより、合併特例債を海田地区のまちづくりに全額充てることができたことや、広島市との粘り強い交渉の結果として、当初、広島市が難色を示しておりました（仮称）織田幹雄記念館や、学校施設の改築等の事業を合併建設計画素案の中に入れることができました。その結果、合併建設計画素案の事業費として、海田地域に公債費を含めると836億円という額が計上されることになりました。この額につきましては、県内の他の市町村の合併建設計画で計上された事業費とは比べものにならない多額の事業費でございます。

最近合併した市町村の事業費を例に挙げて紹介させていただきますと、今年2月に福山市と合併した新一町においては209億円、同時期に福山市と合併した内海町においては126億円、今年3月に合併した廿日市市、佐伯町、吉和村の合併においては新市全域で632億円、今年4月に合併した大崎町、東野町、木江町の合併においては新町全域で171億円

といった状況でございます。また、過去の広島市と合併した五日市町の場合でも公債費を含めた事業費は5年間で554億円と、当時景気が右肩上がりであった時代であったことや、五日市町の人口が当時9万7,000人であったことを考えてみましても、今回の海田町との合併建設計画素案の事業費は、広島市の策定した合併建設計画の中でも大きな合併建設計画であると言えると考えております。

また、建設計画だけでなく、市の多くの社会保障制度を早く受けることができるなど、住民への福祉の向上が図られます。しかしながら、合併期日を1年延期した場合、合併建設計画素案の見直しが行われ、合併建設計画の事業規模が小さくなることは考えられます。しがたいまして、合併研究協議会で合意を得られております平成16年4月1日が最良であり、合併期日の延期については考えておりません。

続きまして、合併後の町長及び議員の身分の取り扱いにつきましてのご質問にお答えします。まず、町長の身分の取り扱いにつきましては、住民説明会で住民の皆様からご質問をいただきましたが、答弁は控えさせていただきます。過去の広島市の合併では、参与等の職で残るのが例となっておりますが、私自身のみならず他の特別職についても合併とともに身を引く所存でございますのでご理解ください。

次に、町議会議員の皆様の方の身分の取り扱いにつきましては、合併後、広島市議会議員に当選された方を除き、合併の前日に町議会議員でいらっしゃる方に、過去の広島市の例による地区開発審議会委員として就任をしていただくよう考えております。合併時期が平成16年4月1日である場合、議員の任期が1年残っていることもあり、地区開発審議会議員として就任いただく必要があると、このように考えております。

続きまして、委員会設置についてのご質問にお答えいたします。合併建設計画素案及び行政制度の取り扱いについて、住民の方々を交えた委員会を設置して煮詰めてはどうかとお尋ねでございますが、これらは両市町の首長及び議会の代表で構成された広島市・海田町合併研究協議会で、昨年12月25日に、出張所等の問題を除いて、大筋で合意されたものでございますので、委員会をつくる考えはございません。

続きまして、音戸町の合併についてのご質問にお答えします。音戸町が、合併期日を平成16年4月を平成17年3月に変更したことは存じ上げておりますが、音戸町の場合、本町とは状況が違っているように認識しております。本町は、任意協議会の協議の結果、合併建設計画素案を町民の皆様提示することができましたが、音戸町や倉橋町の場合、任意協議会の協議結果は、協定項目の合意のみで、合併建設計画素案の提示まで至って

いない状況でございます。まちづくりの判断材料となる合併建設計画素案がない状況もあり、法定協議会での調整の時間がかかることも予想され、合併期日の変更はやむを得ない状況であったのではないかと感じております。また、職員の研修や視察につきましては随時行っておりますし、議員の研修等についても必要があれば対応するように考えております。

続きまして、温水プールと郵便局への発行業務の委託についてでございます。これに答えをいたしますが、まず1点目の温水プールの建設につきましては、これまでも経緯を説明いたしましたとおり、建設する予定はございません。

次に、2点目の、証明書発行業務の郵便局への委託についてでございますが、まず倉橋町が郵便局に業務を委託された経緯を申し上げますと、倉橋町では、行財政運営の合理化を図るため出張所を廃止したことに伴い、行政サービスの水準を維持するため、郵便局に住民票等の発行業務を委託したと聞いております。住吉議員のご質問にもご答弁申し上げましたとおり、本町といたしましては、今後、住民基本台帳ネットワークシステムの本格稼働や、合併した場合、住民票等の発行窓口が広島市全域に拡大することなどにより、利便性は向上するものと考えております。また、広島市との合併に関する協議の中で、窓口機能の設置について協議を行っているところでございますので、現時点で証明書等の発行業務を郵便局に委託することは考えておりません。

続きまして、土地区画整理事業についてのご質問にお答えします。当該事業は、佐中議員や桑原議員にお答えいたしましたとおり、平成4年10月29日の都市計画決定以後、事業計画決定や土地区画整理審議会の設置、さらには全地権者への理解をいただき、基準地積の決定を行うなど一定の成果は上がっているものと考えております。

また、地元の地権者の方々との合意形成につきましても、都市計画決定以後、いろいろな取り組みを行い、情報の提供やご不安や誤解の解消等に努めてまいりました。今後につきましても、引続き事業に対するご理解が得られるよう、できる限りの努力を行ってまいりたいと考えております。土地区画整理事業は、本町はもとより、広島都市圏東部地区のまちづくりにとって根幹をなす事業であり、一時凍結のようなことは考えておりません。

続きまして、(仮称)東海田新駅についての質問にお答えします。J R山陽本線新駅設置につきましては、現在その実現性について、J Rと協議をするため、市を含めた現地調査や、駅舎、アクセス道路、駅前広場などの施設整備に係る基本構想を策定している

ところでございます。地元説明につきましては、ＪＲを含めた関係機関と協議がある程度整い、実現のめどが立ってから行うべきだと考えております。用地買収につきましては、関係機関協議が整った後、事業認可を受けないとできません。なお、新駅を実現するためには、地元住民の方々の費用負担も必要であることから、期成同盟会が設立されるなど、実現に向けた地元の方々の具体の動きが必要でございます。

続きまして、東海田三迫地区の農業公園設置についてのご質問にお答えします。ご指摘のように、三迫地区は、東地区と比較して整備がおくれております。三迫地区の整備につきましては、近々の課題として早期に整備するべきだと考えております。町道６号線につきましては、昨年度までに三迫２丁目１５番街区付近まで整備してきております。引続き改良済みの区間から延長１,０００メートル、幅員メートルの道路の実施設計に着手しており、本年度は一部用地の取得にとりかかっております。

また、合併建設計画の中でも、一般道路整備とは別に事業項目に挙げ、整備の順位を上げるよう協議をし、任意協議会でも合意をいただいているところでございます。また、公園の整備につきましては、三迫地区に街区公園を早期に整備するよう準備をしており、今年度一部用地の取得に取りかかりたいと考えているところでございます。ご提案の農業公園の設置についてでございますが、農業専用の公園というわけにはいきませんが、ご提案の趣旨も踏まえて十分検討してまいりたいと考えております。

続きまして、ウォーターフロントの開発整備についてのご質問にお答えをいたします。現在海田湾と言われる水域は、民間企業が岸壁を整備し利用されており、陸地部についても独自の利用、または活用を検討されており、民間企業による開発を期待しているところでございますが、しばらく時間を要するものと考えております。また、新たな港についてですが、基本的に、港湾事業は県事業であるため、先日県に伺って港湾計画を確認いたしました。既に坂には公共岸壁があり、現在海田湾には具体の計画はないと聞いており、現状から判断すれば難しいと考えております。以上でございます。どうぞよろしくお願い申し上げます。

○議長（河野）斎木君。

○６番（斎木）再質問をお願いします。１０分程度しかないそうですから。まず、時代がどんどん変わっておるわけですが、環境が、予算的にもその他。そういうような時代で、今と同じような現状に踏まえて、やっぱり答弁していただきたい。過去がどうのこうのといふことは、私は考えられんのではないかと思うんです。どんどん環境も変わっておりま

すします、考え方も変わっておると思います。

まず、1つは、合併問題についてですが、ご答弁いただいたわけですが、いろいろな諸問題が次々に、私は、町長さんがお示しになられた第1回のとくと、あのときの3,000世帯ぐらいのアンケートとはだんだんマスコミとかそういうものからして、合併問題、どこが行き詰まったということで、随分新しく町民の考え方は違っておるんですから、それは議会が法的にはあると思いますが、再度、お考えを願いたいのは、全く議員が、一部の議員かも知れませんが、住民投票なりしなさいということについて、もう一度、民主主義によって、町民投票、いわゆる住民投票をして、どの程度あるかということ、わしは簡単だと思うんです。それを、かたくなに、適切に言えば拒否というのが一番わかりやすいですが、やらのだ、やらのだ、いうことで続いておられますが、そういう点について、我々はそうですかと言うて引き下がるわけにはいかない。いろいろな、町長、回数の問題、少数でもやっていきたいし、もう最後の抵抗をしたいと思うんですが、これは考えられる意思はないものだろうか、ということですね。

それから、突堤の、海上フロントの問題ですが、民間がどうじゃとか、坂がどうじゃとかいうことは関係ないです。あのカキ殻をのけてしまえば、今でも多少使えるんです。県の港湾事業で、岸壁というものは物すごく金がかかるとは思います、ぜひとも私たちは、合併しても海田に何らかの船着場というものは要るんですから、町長さん、ちょっと考え方が違うんじゃないだろうか、再度今の考え方について。1カ所もないんです。そういうことで、過去、昔あったものが1カ所もないと、民間がどうじゃこうじゃ言うて通られんのではないだろうか、こういうふうを考えるから、再度、町長さん、考え方が違わんかも知れませんが、その点もしてもらいたい。

それから、いろいろな形の中で合併問題ですが、今から十四、五年前には、出雲に岩国、あれ、どういうて読むのか、哲人さんと読むんかしらんが、市長が出現して、もうジャスコのショッピングセンターの中で、土、日、祭日には1人出向いて、そういうサービスをやっておってんです、進歩的な市長さんが。それを、かたくなに、そこらの進歩的な加藤町長さんであり、そういう面でないんだから、私は1年後に合併したらいいという。それは町長さん一人の株式会社でないんですから、どういう我々が反応するかはわかりませんが、やっぱりそういうふうにおいて、海田にもショッピングセンターがあるし、そういうことについて、土、日には、もう15年前にやっておるんですよ、聞いてみなさい。岩国市長が、10年前かね。出雲市の岩国哲人さん市長が早速進歩的な方だから

らおやりになった。その点について、もう一度、同じことでもいけんのですが、ご答弁のほど、お願いしたいと思います。

それから、もう一つは、水道問題について。私は、部長さんがご答弁いただいたり、町長さんが答弁したくないんですか、本当に東京から、そんな費用要らんが、第三者の立場で、専門家といいますか、コンサルタントといいますか、そういうものを言うて、全国の状況を知っておってですから、その点についてもう一度お考えを聞きたいと思います。以上です、議長。

○議長（河野）町長。

○町長（加藤）初めに、今の住民投票についてのご質問でございますけれども、これにつきましては、これまでもいろいろとご答弁を申し上げてきたわけでございますけれども、住民投票といいますか、アンケートのこともおっしゃったように思いますけれども、現在のところ、そういう考えはありませんと申し上げておるわけでございます。いずれにいたしましても、これからまたこの議会を終えますと、我々またこのことについていろんな協議をしてまいるわけでございます。そういう中で、必要があればまた考えることがあるかも知れませんが、今ご答弁を求められますと、これまでに答弁を申し上げたとおりでございますので、そのようにご理解をいただきたいと思います。

それから、カキ殻の置き場のところのことのお話でございますが、これも長い経緯がございます、本来カキ殻をそのまま丸栄さんが積んでおられたということから、長い間公害問題で、いろいろと問題があったわけでございますけれども、これは県の指導によって、やはり一応塩水へつけ、貝柱を殺して、そうして上げて作業することが、小バエであるとかいろんな近所へのご迷惑が減少するというので、県の指導により、今県との契約である場所を借りておられるわけでございます。

船着き場につきまして、これは以前の話でございますけれども、現在、道路のへりに企業があります。それから先が幾らかまだ河川でありますので、あそこへ何とかやれんかと、これは私が県と話をしたことがあるわけですが、あそこはあくまでも河川であると、港湾ではないということで断られた経緯もあるわけでございますが、その他につきましては、先ほど申し上げたように、ガス会社やあるいは宇部セメント、ここの所有が、沿岸がずらりといっておるわけでございまして、ガスもガスなりに、今その跡地をどう利用するかということの今の計画等を持って、今検討しておられるということから、町の方でそれを利用できるという状況ではないわけでございますので、またガスにしる

いろんなことで、あそこはガスを、元石炭を運ばれて着岸された今の栈橋もあるわけでございますけれども、いずれにしても全部企業が岸まで利用をしておるわけでございますので、今私がそのことについて、斎木議員さんのご答弁に即答できるという状況ではございません。ガス会社が今計画をしようられます。その中で、またいろんな意見の交流もあろうかと思えますけれども、またそのことも踏まえてお話をすることがあるんじゃないかなと、こういうふうに思っております。それでは、下水道の方から答弁させます。

○議長（河野）上下水道部長。

○上下水道部長（木原）水道事業にコンサルタントをとというご質問だったんですけれども、先ほどのご質問だけでは何のために、何をする目的でコンサルタントを入れるのかというのがはっきりわかりませんので、この場でどういうご回答をすればいいのか、私もちょっと戸惑っておるところなんですけれども、ご趣旨なり、その具体的なものがあれば教えていただきたいというふうに思っております。

○議長（河野）斎木君。

○6番（斎木）水道の問題は、論議したからわからことないと思うんですが、それは後回しにして、建設委員会も、佐中委員長が海上公園と農業公園は提案して、今から審議するわけです。そういうふうなことですから、町長も、いろいろな少しの見通しの明るい答弁をいただきましたが、そこらも踏まえていただきたいということと、先ほど五日市の合併状況のお話を聞きましたが、あれは今の平成の大合併でないし、平衡交付金とか起債というものがないときですから、あれはあまり参考に、町長さん、ならんと思えますから、言ってもらったら困ると。時代の流れというものが変わっておるということです。

そういうようなことですから、水道部長、私が言うのは、ずっと論議されて、あなたは何年かもてんとおっしゃったよね。2年ではだめだろうけどと。それを、そういう専門家に見てもらって、あなたのご意見と考え方、それ、町長がそうじゃと言われたんですが、そこらのことをよくやってもらわな、あれ、だめじゃった、だめだった、何年かもてんということをおっしゃたから、コンサルタントの名前が前回出たんです。わからん、言われたんじゃ、わしもちょっとわからんのじゃが、ちんぷんかんぷん。そういう意味も含めて、町長、交渉に立って考えてもらいたいと、そういうことでございます。

それで、町長さん、終戦後、私も27から町会議員になったんかしらんが、どさくさに

紛れて、ガス会社、来ればうれしいのう、固定資産があるから、宇部生コンが来ましたが、どさくさに紛れて、そういう構想もないのに、企業がくればよいと一気に手をたたいて呼んだんです。多少の時代が変わったとって、町長さん、あんたらの力でガス会社の一部を分けてくれとか、そういうふうにやってもらわんと、県がどうじゃ、カキ殻がかけると、塩水がどうじゃということだけでは納得できないんよ、町長さん。これだけ時間があれば、答弁の時間は何ぼでもありますから、それを一番、何とか、海上公園じゃありませんが、あそこのよりどころに、一つの船が進むように、河川かどうかようわかりませんが、してもらいたいんじゃが、これの、今のような答弁じゃ、どうもわしも納得できん。町長さんの力ですから、熱意ですから、ひとつお願いします。議長、お願いします。

○議長（河野）町長。

○町長（加藤）このガス会社のところの港湾の問題でございますけれども、この港湾の一部土地を買ってということでございますけれども、先ほど申し上げたように、ガス会社そのものが土地利用について今検討をいたしておられるところでございますけれども、昨年、一昨年でございますか、やはりあの跡地につきまして、私は県知事との行政懇談会を海田町でありました際に、やはり町であの土地の、どのぐらいかということでしょうけれども、とても手の出る話ではないと。県にどうにかしてくれないかと言うと、県知事をあの用地まで連れていったことがあるわけでございます。ひとつ県で検討してくれと。そして、町とまた協議していただけんもんじゃろうかということで、県知事もあの現場、中へは入られんので、宇部興産の方の垣の外から、男が大きいけん、私と違って、上からでもこうして見られたわけですがけれども、そのことについて、じゃ、これをどうしようという話はございませんでしたけれども、県でひとつこの用地について、ガス会社と話をしてくれないかという話は申し上げておるわけですが、まずガス会社が今跡地についての利用を計画をしようというようなことでございます。

その跡地の利用につきましては、今の建設部の方へ、やはりいろんな補助金の請求とかいろんなことが、補助をもらうというような手続き等のこともあって、特にはおいでとおったようでございますので、そういう際に、また我々としての希望も申し上げてみたらというふうにと考えております。

○議長（河野）斎木君。

○6番（斎木）町長さん、さっきの海上公園にしろ農業公園にしろ、古墳の話も観光地の

話も、道路整備の問題を言うんじゃが、本当に海田町には町長さんの積極的な、どうしても消極的な考え方ですが、観光協会一つないんです。今の海の方を見る、ふるさと館を、町長さん、見る、農業公園を見る、私は福知山城の絵をかいたことがあります、そういう農業公園とか海上公園とか、ウォーターフロントで、もう少し、1年あればな、町長さんもできるんじゃがなと思うんで、そういう観光協会一つない。いろいろな古墳があっても一つもない。それが、農業公園とかウォーターフロントとかやってもらって、広島市、入ったら、とてもとてもやってくれりゃせんのですよ。

そこらで一つ、時間が許せる範囲でわしも質問するわけですが、観光協会一つない。1年を残されて、そこらの大抵の海田町にはいろいろあるんですよ、まだ、掘り出せば。そういう点も全然、町長さん、積極性がないんですが、そういう点について農業公園を提案しておるし、ウォーターフロントのことも提案しておるんで、そこらについてどうでしょうか。

○議長（河野）町長。

○町長（加藤）農業公園、あるいは港湾関係、ご質問でございますけれども、そのことについて、1年延ばせばそれができるんじゃないかと、こういうことであろうかと思えますけれども、先ほどから私の考え方として、やはり1年間延長するべきではないと、こういう考えには変わりがないわけでございますので、こういうことにつきましては、先ほども申し上げたように、ガス会社、あるいは県にはそういうご意見もあるわけで、先ほど申し上げたように、県知事にも現場へ連れて行って見てもらったという、そういう努力はしておるわけでございますけれども、それが1年延期したらできるんじゃないかなろうかということでございますが、私は、やはりそれが1年でできるともなかなか難しい話だなと、こういうふうに思いますし、今の16年4月をそのために1年延ばすということまでは考えておりませんので、ご理解いただきたいと。

努力は今のよう、町独自では大変難しい問題も港湾などについてはあるわけでございますので、先ほど申し上げたとおりに、ガス会社、あるいは県にもお話もしておることでございますけれども、まだ県からの返事ありませんが、ガス会社があの跡地利用については今計画をしておられるということなわけで、これから町である間、努力をして、やはりそういうふうなご意見があるということを踏まえて、また町のためにもなることなら、そのようなまた話もしていきたいと、こういうふうに考えております。

○議長（河野）斎木君。

○6番（斎木）町長さん、やっぱり町長さんが、わしら議決権があるだけで、ほえるだけで、ほえるという言葉は適切ではありませんが、あなたが中心にすべて腹をかけてやってもらえばできんことはないですよ、1年待ってやれば。それは十二分な執行部もできる、いっぱいあるじゃないですか。それを議会が応援するという立場じゃないんだから、町長、すべて権限を持っておってです。もう少し、積極的にやっていただきたいと私は思うんですが、どうも時間がないようですから、最後に一言、もう少し最後の最後まで、そういう海田町の発展のために懸案事項で、たくさんありますが、今はもう海上公園と農業公園とに絞りますが、ガス会社でもいいところを皆とられておるんですよ。海田町の発展のためにちょっと分けてくれということは言えんことはないでしょうが、県がどうじゃどうじゃ言うているが、最後、お願いします。

○議長（河野）町長。

○町長（加藤）ガス会社の用地を、やはり分けてもらえということでございましょうけれども、ガス会社そのものが今計画をいたしておられるわけでございますので、そのことについて、じゃ、ただガス会社も計画する以上、いろんなまた用地の利用方法も考えておられると思いますので、今海田町が積極的にその用地を、どこを分けてくれということにもならんと私は思います。既に、そういう動きがかなり前からガス会社がやっております。ただ、そういう中で、利用される中で、いささいかでも海田町にそのような期待が持てるようなところがあるのかどうかというのも、ガス会社の計画次第でございますので、またこのことについてはガスとも意見交換を、やはり町の間にもあると思いますので、そのことについては意向をただしてみたいと、こういうふうに思います。

○議長（河野）斎木君。

○6番（斎木）今、堀間議員さんも質問したように、歴史ある海田町で、河川も港湾も公共なんです。それを戦後のどさくさにあんなだけ占領されたんです、海田湾を。ガス会社の計画より公共の事業のためにあけてくれと言うて、あなたが命をかけて、ガス会社だからわずかなところはやってくれると思うんです。海田町の歴史的な一つの公共港湾じゃないですか、あの湾は。それをガス会社の、一企業のためにというて、たったちょびっとということは、わしは納得できん。もう一遍、町長、答弁してくれ。

○議長（河野）町長。

○町長（加藤）いろんな経緯がありましようけれども、現在はガス会社の所有地でございます。それだけに、町が話をして、必ずしもそれが実行できるかどうかというのは、先

ほどから申し上げるように、ガス会社と協議をする必要もあろうかと思ひますし、言われるように、いろんなそれは契機がありましようけれども、現在、ガス会社の所有地であることは間違いないわけでございますので、これを無理やり何かの方法で幾らか分割さすということにはもう話以外にはないと、このように考えております。

○議長（河野）斎木君。

○6番（斎木）町長さん、海田町には釣り船一つも泊まるところがないんですよ。全部ありますよ。河川はカキで占領されておるし、私的な船をつなぐところはないんです。よそへ行ってみなさい、町長さん。幾らでもあるから。海田町の一つの町民の厚生福祉のためにも何もないんです。あなたが全生命をかけてやってもらいたい。それはそうよ、今さらあんたに聞かんでもガス会社が、ただ、公共港湾ですよ。そこら、だから県が、皆自由に入るんですよ。土地はそうかもわからんが、岸壁はガス会社が勝手にできはせんのですよ。全部許可するんですから。納得できん、その答弁は。もう一度。

○議長（河野）都市整備課長。

○都市整備課長（朝倉）港湾につきましては、広島県が港湾計画に基づいて、秩序ある整備ということで、年次計画を立てられまして実施しておられるわけです。前回協議した折に、その港、あるいはマリーナをつくる場合に、条件的な整備があります。例えばその必要性、適地、それから安全性、それと利便性、特に議員が提案されておられる部分は3つのうちの1つであろうと思うんですが、1つは漁業港、漁業従事者、あるいは作業関係の船が使っておられる船、それからレジャー、マリーナでございますけれども、そういうものの、その他のものがあると思うんですが、マリーナにつきましては、特に駐車場、それと陸揚げするものであればそのヤードが要ります。

現在ご指摘の区域は、用途地域で言いますと工業地域、それから港湾法で言う臨港地区に当たっております。臨港地区の細分布で言いますと、その中の工業工区に当たります。

工業工区につきましては、そういった港を使った商業関係、工業関係の利用ということなので、マリーナとするには、この地区を無分区という区分に港湾法上の整備をする必要もあります。

何よりも、例えば、港をつくるにしても、坂の話であるとか対岸の船越側にも備蓄基地がありますけれども、そういった航路の関係もあって、この場合は海上保安庁の航路の安全を含めて協議いたしますけれども、現在の海田の限られた地域に、それだけの費

用対効果的なもの、つまり原点として考えなければいけない必要性ですけれども、そういった必要性に対する効果が生まれてこない。

全体の話をしてしますと、広島区と言われる区域には、プレジャーボートが約5,000隻、実際には割れるんですけれども、約5,000隻あります。そのうち、半分につきましては、例えば観音マリーナ等が整備されて、今後も整備されていく予定があります。吉島の貯牧場のあたりにも、今後そういったマリーナとしての適地がございます。このところには、当然駐車場であるとか船を揚げるヤードも含めたかなりのヤードを用意され、つまり秩序ある整備の中で広域的に整備されるべきで、海田湾の一番奥のところからレジャー的に出かけるよりも、適地からレジャーとして好ましいところに出かけていくという方が正しいというふうに考えております。

○議長（河野） 斎木君。

○6番（斎木） あんたは歴史的に、わしは質問で活字で書いたことがあるよ、議員、就任して。私が議員と就任と同時に、船越の丸本鋼材さんの社長と和田さんの婿さんが海田湾の埋め立て、一生懸命世話をしよった。3人があそこ、まだカキ殻がないとき、接見したんですよ、港湾の。それが、わしも力がない、歴代の議員さん、町長さんが失敗したわけよ。そのときにはまだ何もなかった、接見したときには。あそこ、海田湾と船が泊まるようなこと、接見ちゃったしたんだ。提案したんじゃが、私の力不足で、あなた、どっからいつ生まれて、どこへおったんかしらんが、その歴史を知っておるんだ、わしはずっと、議員として。接見、ぴしっと出したんだ。そのときにはカキ殻も何もなかったんだ。そういうふうな、過去の、私を含め政治家が海田町の将来を考えずにやったからああいうことになった。そういうこと、終わりますから。もう1回、答弁せい、あんたでもいい。

○議長（河野） 制限時間になりました。今までの質問に対する答弁。都市整備課長。

○都市整備課長（朝倉） 過去の経緯も存じ上げております。誘致した経緯も存じ上げております。先ほど来、町長の方からご答弁申し上げましたとおり、現在、広島ガスさんが所有しておられる部分、それから廿日市に移転された関係で空地が生まれている部分、それから一昨年でしたか、社長さんが他への転売は考えず、自己で活用を図るべく、現在研究、検討をしているということでございましたので、その意向がまずは大事であろうというふうに考えております。

○議長（河野） 11番、原田君。

○ 1 1 番（原田）11番、原田でございます。G I Sについて質問させていただきます。ジオマティックインフォメーションシステム、いわゆる地図情報のことですが、最近ではこのシステムが読み替えられて、サービスに変わってきているようにも思います。これにつきましては、以前にも質問しておりますけれども、そのとき、今はいらっしゃいませんが、三村さんが総務部長のときのご答弁だったと記憶しておりますが、これについてまだ取り組む予定もないけれども、準備のために検討していこうと、予算をつけて準備にとりかかりますよというようなことがご答弁いただいております。その後、どのような取り組みが考えておられたのかをお尋ねいたします。これに関連して、この時限立法の中であつたんですけれども、法定外公共物についてはどのような進捗状況かをお尋ねいたします。以上です。

○議長（河野）町長。

○町長（加藤）原田議員ご質問に答弁申し上げます。G I Sについてのご質問でございますが、地図情報システムの導入につきましては、基本となる地図情報の精度や選定の問題、重ね合わせる情報のデータ量と開発経費の問題、運用管理の問題、個人情報保護等、開発前の準備を検討してまいりました。しかし、平成14年度に、広島県が市町村電子自治体推進協議会を発足させ、G I S部会で総合型地理情報システムの検討をしており、平成15年度システムの基本設計、平成16年度にシステムの構築をし、運用を開始することになっておりますので、これに参加する予定にいたしております。

大変、原田議員、済みません、もう一つ。また、法定外公共物の譲渡に関するお尋ねでございますが、平成14年度末に申請の対象となる全箇所の抽出を済ませたところでございます。現在これら全箇所につきまして、国の管理に属するものか県が管理するべきものか、既に国と県と協議を進めております。今後、さらに細部の確認を終え、年内に県の事前審査を受ける予定で進めております。以上でございます。

○議長（河野）原田君。

○ 1 1 番（原田）再質問いたします。16年度からというようなお話があつて、それで参画するということでしたけれども、地図情報の中にいろんな、さっきもお話がありましたが、個人情報も含めた地図ができ上がっていくことが予想されるんですけども、具体的に、例えば保健福祉部とか建設部とか、いろんな部、教育委員会も含めて、それぞれどのように活用したいかというような思いといいますか、16年度から動かすということで、どのような具体的なものを考えておられるのか、わかっておられる部分だけで結構ですので、

ご答弁いただきたいと思います。

○議長（河野）企画課長。

○企画課長（永海）GIS、総合地図情報につきまして、16年度以降、具体的にどういうふうな活用を考えておるかということでございますが、先ほどお答えいたしましたように、現在広島県でこの総合地図情報システムを使って、どういうふうなものをその中に情報を入れていくかということを検討しておる段階でございます。それが決まり次第、県内で統一されたシステムが構築をされますので、その結論を待って、町の中で検討をしてまいりたいというふうに考えております。

○議長（河野）5番、多田君。

○5番（多田）5番、多田でございます。今日は子どもたちの安全を守れということで質問をいたします。最近、全国各地で、登下校中の子どもたちが被害者になる事件が多発しております。最近では佐伯区でもありまして、記憶に新しいところです。1番として、子ども110番の家は、地域の目として、子どもたちを守るのに大切な役割を担っていると思いますが、看板も消えかかっているものもあるし、再点検するとともに、もう一度お願いしている家や店に注意を喚起してはどうかということです。

2番目、通学路の安全について、各PTAから毎年要望が出ていると思いますが、合併を控えて今年度中にできること、町でできることですが、やっておくべきだと考えますが、どうでしょうか。

3番目、現在は、児童、生徒に全員防犯ブザーを持たせ、ガードマンが巡回して、大変防犯効果が上がっていると思います。合併した場合、継続していただけるのでしょうか。

4番目、平成12年、13年の耐震診断で危険とされた校舎で子どもたちは日々暮らしているのですが、合併建設計画にも入っておりません。先日の合併特別委員会で、住民説明会で住民から要望がなかったと言っておられましたが、そもそも住民は校舎建設計画そのものがあったということも知らないし、耐震診断の結果も知っておりません。要望が出るはずはないのです。保護者の意見は聞いたのか、また聞く予定があるのでしょうか。

5番目、今年は町のPTA連合会でも、子どもたちを守る運動を重点に置いています。職員全員がそういう気持ちを、子どもたちを守るという気持ちをいつも忘れずに、日々行動されることが犯罪の抑止になると考えます。職員を指導していく考えがとおりでし

ようか。以上、よろしくお願いします。

○議長（河野）町長。

○町長（加藤）多田議員ご質問の１点目と２点目につきましては私から、３点目、４点目、５点目につきましては教育委員会から答弁をいたします。

子どもたちの安全に関する質問にお答えします。１点目のご質問でございますが、この女性・子ども110番につきましては、以前にも同様な質問をいただいております。本年２月に新しく看板を作成し、各小学校及びＰＴＡに配布し、協力していただいている方々に張りかえを依頼したところでございます。まだ、張りかえの済んでいない場所があれば、再度依頼をして対応していくとともに、制度の重要性についてお知らせをしていきたいと、このように考えております。

次に、２点目の、通学路の安全についてでございますが、平成14年度に要望のあったものは33件でございます。そのうち15件につきましては既に完了いたしております。また、７月末までに完了する予定のものが３件、警察に要望済みのものが２件などとなっております。なお、残る12件につきましては、施工上問題があるなどで、実施することができません。このことはＰＴＡの方へも事情を説明し、お断りをいたしております。引続き通学路の安全には十分注意を払ってまいりたいと考えております。

それでは３点目、４点目、５点目につきましては、教育委員会から答弁をいたしますので、よろしくお願いいたします。

○議長（河野）教育長。

○教育長（李木）児童、生徒の安全に関するお尋ねについて、３点目以降についてお答えをいたします。３点目についてでございますが、広島市と合併した場合、防犯ブザーの配布と警戒巡回業務につきましては廃止されることとなります。広島市では、児童、生徒の安全対策として、防犯ブザーを各教室に配置し、あわせて教職員全員に携帯させております。また、学校外につきましては、地域との情報交換を密にいたしまして、連携して子どもたちを守る体制づくりを進めております。

次に、４点目の耐震診断に基づく校舎整備計画についてのご質問でございますが、本町では対象となる校舎については、耐震診断、あるいは耐力度調査を完了しております。児童、生徒の安全という面からは、数値的に課題があるとされる建物については、極力早期に改善することが理想であります。財制的な面での制約もあり、計画的な整備を行うこととなります。教育委員会としての学校施設の中長期整備計画に基づき、第３次

海田町総合基本計画の実施計画の中で、各小中学校の具体的な整備計画を策定していく予定にしておりましたが、合併した場合は、広島市立学校全体の中で、再度整備計画が策定されることとなります。なお、本町での整備計画策定時に、直接的に保護者の意見を聞くということは行っておりません。

次に、5点目のご質問でございます。池田小学校の事件以後も幼児や児童、生徒を対象とした痛ましい事件が続発しております。誠に憂慮にたえません。このような状況の中で、町PTA連合会の皆さんが、自分たちの子どもは自分たちで守ろうという、本年度の運動の重点を置かれたことは誠に意義深いことだと感謝しておるところでございます。子どもたちに限らず、町民の皆様に安全で快適な生活を送っていただけるまちづくりが、町及び職員の重要な使命であり、この意識のもとで一丸となって取り組むように指導しておりますが、地域での取り組みやご協力が不可欠でございます。今後ともよろしくお願ひしたいと思っております。

○議長（河野）多田君。

○5番（多田）では、再質問をさせていただきます。子ども110番の家の看板をつくって配布されたということですが、目につくので1枚ちょっと薄いのがあるんですが、これはまだ変わっていないんでしょう。それで、注意を喚起されるということなのでいいんですが、もし何かあったときに、それを報告を今するようになっていないと思うんですが、一応どこかに報告するような窓口、地域環境課ですか、こういうことがありましたよという報告をするような今システムになっていないように思いますが、その辺、どうでしょうか。

それと、14年度につきましては、町のPTAの方から出ております要望者につきましてはそういうことなんですが、今年の15年度について、早目に出すようにという依頼が来ておりますが、これを、例えば9月ごろに出した場合、今年度中に対応ができるものはしていただけるんでしょうか。その辺をちょっと聞きたかったんです。14年度については、できるものは多分やっておられると思いますが、今年度についていかがでしょうかということなんです。

それと、防犯ブザー、ガードマンがなくなるのは多分そうだろうと思いましたが、大変、池田小学校事件以来、町の教育委員会の方が早急に対応していただいて、校内の緊急通報装置とか防犯ブザー、ガードマンというふうに、矢継ぎ早に対応していただいたのは、これは本当感謝しております。これは、広島市につきましては、広島市の教育委

員会の方がやられたのは、多分教育長が今おっしゃられたあの程度だと思うんです。ほとんど対策は立てておられないというのが実情だと思います。

池田小学校でそのような事件が起きたのは、1つには、不審者をチェックせずにやすやすと侵入させたこと、今、これは小学校、中学校も校門を閉めて、なかなか校門を閉めても入れるとは思いますが、それと目の前の出来事に対応が精いっぱい、他に知らせたり避難誘導ができなかった。目の前で子どもたちが刺されているのに、先生はそれを防ぐというか、その対応に追われて、ほかの先生に知らせるとか、職員室に知らせることができなかったが1つ、それと救助活動がおくれて、手おくれになった子どもたちがいる。もちろんそれも関連しているんですが、それと警察に通報がおくれ、被害者が増加してしまったというのがその実態だと思うんです。

それで、町のPTAの方で、あのときに要望を町教育委員会に出しましたところ、すぐに対応していただいて、緊急通報装置を各教室、講堂につけていただいた。これがあれば、何かあったときに、それを、ボタンを押せばすぐにほかの教室の先生及び職員室にわかるということができて、ほかの被害者が防げるかもわかりません。それと、もう一つ質問したいのは、もし侵入者があった場合の緊急マニュアルが今つくられているとお聞きしましたが、これはいつできるんでしょうか。そして、その訓練、そのマニュアルに沿った訓練をされる気があるかどうかということ、それをお聞きしたいと思います。

それと、校舎建設計画について、これは任意協議会のときに、最後に山岡議員さんの方から、教育施設の整備について、予算が少ないので考慮してほしいということで、一応保留にはなっていたのですが、この間の合併特別委員会のときに、この校舎の建設、海田小学校と東小について、校舎の建設についてはちょっと望みが薄いと。市の方が乗り気でないというか、確かに広島市の中には、海田小学校、東小なんかよりもずっと古い、特にこの間建替えた袋町小学校は戦前からあった建物です。原爆のときのそれがそのまま、壁が残っていたわけですから、改修を重ねながら、戦前の建物を使っていたということですから、今すごい立派なのができているんですけど、順番から言えば、だから海田小学校も東小もあと20年後ぐらいに建替えるという、建築計画ではそういう順番になるんだろうと思うんです。ただ、平成12年と13年に耐震診断、耐力度調査をしたときに、問題ありということを知りました、あのときに。それは、その結果というのは見せていただけるんでしょうか。まず一つ、それ。

それと、今、保護者の方で、法定協議会の前に、広島市と海田町に対し要望を上げようということで、署名運動をされております。これ、東小でもやるかやらんかわかりませんが、そういう署名運動が起きているということに対してどうお考えでしょうか。ぜひ、それは法定協議会の中でもう1回取り上げていただきたいというのが私の考えであります。一応それだけお願いします。

○議長（河野）地域振興課長。

○地域振興課長（植野）子ども・女性110番のことですが、この事業は海田町防犯組合連合会と青少年育成海田町民会議の共同事業でございます。ご質問の件につきましては、教育委員会と協議をいたしまして対処したいと思っております。

○議長（河野）監理課長。

○監理課長（因幡）通学路の件でございます。今年度、これから出される要望につきましても、できるだけ改善に向けた対応を考えておりますので、そのように進めていきたいと考えております。

○議長（河野）学校教育課長。

○学校教育課長（河原）再質問に対して何点か私の方からお答えいたします。不審者の対応ということで、施設的には早急に整備を済ましたところですが、今後の想定される対応について、緊急マニュアル、実は5月の校長会で既に示したところです。海田町教育委員会で危機管理対応マニュアルというものを示しております。学校においては対応マニュアル、既に、事前につくっておられましたが、統一した対応マニュアルというものを教育委員会が改めて示したものでございます。不審者が立ち入った場合、まず不審者かどうかを確認するということから始まりまして、そういう児童、生徒の安全確保だけでなしに、速やかな通報、対応についてを定めております。

これに対する訓練ということでございます。若干防災訓練的な、そういう避難訓練は、定期的に各学校とも行っております。ただ、不審者対応における訓練ということについては、今まで教職員を対象にした海田警察署の指導であるとか、そういったものは行われておりますが、児童、生徒を含めた訓練というところまで至っておりません。これも校長会の方でこういったことを含めて指導をしております。

それから、合併建設計画に絡みましての施設整備でございます。海田小学校、海田東小学校、合わせて海田町教育委員会が定めました中長期学校施設の整備計画というものに基づいて計画をしておったところです。既に海田町では、各棟の新耐震以前の建物に

については、耐震診断、耐力度調査を終えております。その結果に基づいて計画を進めていたという状況でございます。耐震診断、耐力度の測定数値につきましては、公表は可能でございます。

それから、海田小学校の保護者の間で署名運動の動きがございます。海田町教育委員会でも、保護者の代表の方から、若干その運動の取り組みについて協議をした経緯がございます。保護者のそういう願いによって、よりよい安全な校舎が望まれるという、そういう気持ちに対しては、むしろ応援をいただいてありがたいというふうに思います。ただ、その署名のあり方について、若干お話を申し上げて、それに基づいた運動がなされているように伺っております。以上でございます。

○議長（河野）多田君。

○5番（多田）耐震診断の結果がお知らせいただけるのであれば、資料として出していたきたいと思います。いかがでしょうか。それと、この安全対策に関連して、給食食器、今、磁器食器になっておりますが、安全ですから、これはどうなんですか、合併した場合は。あのまま続けていただけるのでしょうか。それとももう一つ、給食委託、調理委託も、あれ、どうなるんですかね。ついでに聞いたらいいんですが。それと、山岡議員のご質問で、全面禁煙という話がございまして、これは去年私が質問させていただいた。そのときには考える気はないということでしたが、これ、全面禁煙というのは今年じゅうにできるんですか。そこら辺をちょっとお願いします。

○議長（河野）教育部長。

○教育部長（山本）まず、耐震診断の結果の数値につきましては、資料として提出をさせていただきたいというふうに思います。それから、2点目の、食器、あるいは調理委託でございますけれども、特に調理委託の部分につきましては、市では直営方式で実施をされておるといようなことの中で、現段階で協議をしておる段階の中では、現状維持で当面は進めるということになっております。食器の方も同じでございます。

それから、教職員も含め、校内での全面禁煙につきましては、昨日山岡議員のご質問の中でお答えしましたが、以前多田議員の方からご質問いただいたときに、当面その考えはないというふうなことを申し上げております。ただ、その後、意外に県内におきましても、この校内の全面禁煙が急速に進んできたというような状況の中で、広島市におかれましても、この秋ぐらいをめどに全面禁煙をされるという方向で今、進んでおられます。そういった周辺の状況、動向を考え合わせまして、海田町といたしましても先

般の校長会の中で、そういう周辺動向の中で、この点については進めていく方向で考えていく必要があると、その心構えをしてほしいという現段階ではお願いをしております。ただ、今年度中にそれを実施するかどうかということについては、少し検討をさせていただきたいというふうに思います。

○議長（河野）10番、崎本君。

○10番（崎本）10番、崎本です。よろしくお願いいたします。合併をどのように考えるかについて、2点だけお願いいたします。法定協議会をいつどのようにするのか。2番目に、住民に法定協議会の内容をどのように説明するのか、この2点だけをお願いいたします。

○議長（河野）町長。

○町長（加藤）崎本議員ご質問の合併に関する質問にお答えをいたします。まず、1点目の法定協議会をいつどのようにするのかとのご質問につきましては、広島市議会が6月下旬に開催される予定でございますので、このごろに町議会も臨時議会を開催していただき、法定協議会設置の議案のご審議をいただきたいと考えております。両市町で、法定協議会設置の議決がされたときは、7月の中旬から大筋合意のできた事項の確認と、任意協議会で調整ができなかった事項の協議等を行っていく予定といたしております。

次に、2点目の、住民に法定協議会の内容をどのように説明するのかとのご質問でございますが、法定協議会で協議された事項等につきましては、広報紙やホームページに掲載するとともに、法定協議会でのすべての協議終了後、各小学校区単位で説明会を開催させていただきたいと、このように考えております。どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（河野）崎本君。

○10番（崎本）町長にちょっと真剣に前向きな答弁を今からちょっとお願いいたします。

町長は四、五日前ですか、広島市長に会われましたが、どのような内容のことを申し込まれたか、第1点目。それと、先ほどの、この前の合併調査特別委員会で、町長は強力に市と協議し、法定協まで積み残されたことの結果を出して、法定協を設置するというような答弁をされましたが、これには間違いありませんか。まず、それ、2点、お願いします。

○議長（河野）町長。

○町長（加藤）市長とどのような積み残した問題について、協議をしたのかと、こういう

ことであろうかと思いますが、市長と会いましたのは、先週の金曜日でございます。これは、助役も当然同席いたしておったわけでございますが、まず、やはりこの出張所の問題、それと水道料金の問題、このことについて、やはり町民あるいは議会の意向も相応な強いものがあるんだと、何とかこれを承諾しろということで協議をし、要請をしてきたわけでございますけれども、これについて明解な回答が出てこない。最終的にはイエスかノーかと、こういう問い方もしたんですが、イエスもノーも今は言えないということは、やはりこの議会で、広島市議会で特別委員会が決まっていなと。ある程度、やはりその委員会の法定協へ出られる委員さんもそれで決まると思うんですけれども、その方らにある程度話を通じておきたいと、こういうことからそういう委員会もまだできていないので、今即答するわけにはいかないと、しばらく待つてほしいということで、要請は強く、我々はしてきたわけでございますけれども、それに対する明解な答弁はまだもらっておりません。これは、また引続き、我々もできるだけ法定協議会に入る前に何とか返事をもらいたい。それでもなおかつ残るものがあるかも知れませんが、私たちがしたら、海田町とすればぜひその答弁を引き出したいと、努力をしてまいりたいと、こういうふうに考えております。

○議長（河野）崎本君。

○10番（崎本）町長、それだから、私が明確に答弁をしてくださいというのは、法定協議会までに積み残された問題を、イエスかノーかじゃなくても決着をつけて、つけるまで法定協を1年、町長、それが努力ですよ、町長。町長が町長の任期内に合併をどうしても自分の責任上やりたかったら、法定協まで、この積み残された問題を解決をするんです。そうでしょう。そうしたら議員の皆さんも皆、反対しませんよ。あんたに聞いておるんじゃないや。そこを議員の皆さんは、その明確な答弁が欲しいから、1番から私まで、13番まで、このことだけです。だから、町長が任期中に自分の責任を持ってやるんなら、法定協までにきっちり積み残された問題を解決して、気持ちよく法定協に入ればいいんじゃないですか。町長、そうでしょう。町長がそういう努力をせんと勝手にひとり歩きしたら、町長、後ろを振り向いたときにはだれもついてきませんよ。いいですか。どうですか、その答弁は。

○議長（河野）町長。

○町長（加藤）当然海田町としては、積み残したさきの問題を何とか積み残すことのない努力は最大にせねばならんと思っておりますけれども、これは当然これからもやってまいりま

す。やってまいりますけれども、相手のあることをございますけれども、現在はそういう状況で、今の市もイエスもノーも言えないという返事で、今のところ、おるわけですが、このやはり決着については、これからと言われるように最大の努力をしていかならんと、こういうふうを考えております。

○議長（河野）崎本君。

○10番（崎本）それだから、町長、もう私、しつこうにしつこうに言いますが、しつこうにもうあれだが、町長はそう思われるんだったら、町長がもうこれを通してくれなかったら、わし、合併協議は、法定協にはうちは乗りませんというような決意を持って市長に言えばいいんですよ。私も選挙のときに安芸区の市議員と会いましたが、出張所や今の温水プールは、何もわしら反対しやへんと。海田町のためになるようなことならぜひやってもらいなさいと。安芸区の市議員さんもそう言うてやから、正々堂々と、海田町はこんだけ絶対やってもらわなければならないとはっきり言うてやればいいんじゃないんですか。安芸区の、海田町の近所から出ておる市議員さんが言うてるんだから、その安芸区の、矢野、安芸区、中野の、いっぱいここ、部長さんもおってんじやが、何も海田町にできて迷惑なこと、一つもないでしょう。だから、そういう意向を、町長、胸を張って、ぜひともこれはやってもらわなかったら、海田町の議員さんも町民も許さないから、わしは今日ここから帰らんぞというような考えで、町長、やってもらえますか。

○議長（河野）町長。

○町長（加藤）と言われるように、私もかなりきつく、今のように、海田町、どうにもならんと、これが解決つかないということまで申し上げておりますけれども、今のところ、市のやはりそういう委員会もあるということから、イエスもノーも言えないということをございます。私としても、何としても、何とかこれを市に承諾をしてもらおう、承諾させるという意気込みは変わりはありません。そのことに最大の努力をしてくると申し上げておくと。先ほど言われたように、もうこのことを、万一いけない場合には、なかなか議会も、我々も難しいぞということは申し伝えております。以上でございます。

○議長（河野）崎本君。

○10番（崎本）町長、今言われたように、解決つかんかったら帰ってこなくていいですから。第2点目の法定協議会の内容、どのように説明するのか。町長、言われましたね、簡単に、それは広報紙とかインターネットで調べればわかると言われましたが、海田町

民の中に、その結果を見ようとインターネットを広げて見る者が何人おりますか。インターネットのイの字もわからんもんばかりおるのにインターネット、インターネットと言われてもわかりませんよ。

それと、町長、今私は、一つ大変な間違いをしておられますが、というのは、内容をどのように説明するかというて、わし、結果を説明せいと言うておるんじゃないんです。結果が出たときにはもう遅いんです。結果は、町民は何も知りとうないんです。それまでの結果、どのように、中間でどのような話し合いができておるか、その内容が知りたいんですよ。結果が出たときは終わりですよ、町長。法定協をいついつ、そういう話があって、こういう問題が解決した、今度は積み残しは何と何と何があると。その内容が知りたいんですよ。法定協が終わって、結果なんか決まったことは聞いても何もしようがないんです。ひっくり返すわけにもいかんし。そこが、町長、私らの総意のずれがありますよ、そこをどう思われますか。

○議長（河野）企画部長。

○企画部長（中野）今の法定協の協議の内容について、住民の方々にどのように説明するかということでございますけど、この前、先般、説明会をさしていただいたときには、いわゆる合併建設計画、それから事務事業等負担とサービスについて説明させてきていただいております。その中で、法定協に積み残しをするものが水道料金の問題であるとか、それから学校施設の事業費の問題であるとか出張所の問題、こういうことがございます。これは当然法定協議会の中で片づけていかななくてははいけませんし、それについて、今我々の内部の中では、崎本議員がおっしゃったように、法定協が終わって、全部その説明だけというのは、これはいささかどうかなというふうな疑問を持っております。

そこで、今現在、まだ決まっておりませんが、法定協とある程度並行して、いわゆる小学校区単位で説明会等なり経過報告なりをしていったらどうかというふうに考えております。前回は自治会単位でやっていきましたけど、自治会単位でやりますと、非常に日にちがかかります。1日1自治会ということになりますと日にちがかかります。それから、情報提供そのものもかなりのずれが出てきますので、現在ではそういうふうに考えています。

それから、先般、お渡しした広島市と合併したときのいろんな制度なり負担なりないについて説明会の資料を渡しましたが、その中で特に住民生活に密着したものについては、合併したらどうなるんだろうかというふうなものについては、チラシ等を工夫して、

○議長（河野）これにて一般質問を終結いたします。暫時休憩をいたします。

~~~~~○~~~~~

午後 3 時 0 0 分 再開

~~~~~○~~~~~

内容につきましては担当者から説明をいたします。どうぞよろしくお願いします。

○財政課長（内田） それでは、工事請負契約の内容につきましてご説明いたします。工事名でございますが、瀬野川左岸排水区中雨水幹線新設工事でございます。工事場所は、海田町曙町地内、請負金額は2億6,880万円でございます。請負者は、アイサワ工業株式会社広島市店支店長、近藤 昇でございます。工期でございますが、議決の日の翌日から平成16年3月26日まででございます。なお、入札結果につきましては、資料2の方をご参照お願いいたします。工事内容につきましては担当課の方よりご説明いたします。

○下水道課長（槇根） それでは、工事の概要についてご説明いたします。資料3の工事箇所図をお願いいたします。この工事は、昨年に引き続きまして整備する中雨水幹線新設工事でございます。位置図に青色で示しております区間、日の出町の交差点から東に向かって県道矢野海田線の側道部分に幅3.4メートル、高さ1.8メートルのボックスカルバートを延長で231.71メートルほど設置するものでございます。

69

場に適している工法といたしまして、オープンシールド工法を採用し、工事を施工することといたしております。

これによりまして、中雨水幹線の整備は、尾崎川から曙のガソリンスタンドアクール付近までの約940メートルが完成いたします。なお、工事の施工上、支障となるため、一部バス停の移設をお願いしております。周知を徹底して、利用者の皆さんにご迷惑をおかけしないようにいたします。また、工事の施工に際しましては、市街地における工事のため、歩行者及び通行車両等の安全対策を十分に行うとともに、沿線住民のご理解とご協力を得ながら工事を進めてまいります。以上、簡単でございますが、説明を終わります。

○議長（河野）以上で説明を終わります。これより質疑を行います。質疑があれば許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（河野）質疑なしと認めます。質疑を終結いたします。討論があれば許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（河野）討論なしと認めます。討論を終結いたします。これより、第21号議案について採決を行います。お諮りいたします。

第21号議案については、原案のとおり決するにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（河野）異議なしと認めます。よって、第21号議案は原案のとおりこれを決します。

~~~~~○~~~~~

○議長（河野）日程第3、第22号議案、海田町非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。町長より提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（加藤）第22号議案、海田町非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部を改正する条例の制定について。消防団員等公務災害補償等責任共済等に関する法律施行令の一部が改正されたことに伴い、海田町非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例、別表の退職報償金支給額を改正するものでございます。内容につきましては担当者から説明をいたします。どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（河野）地域振興課長。

○地域振興課長（植野）それでは、第22号議案、海田町非常勤消防団員に係る退職報償金

の支給に関する条例の一部を改正する条例の内容についてご説明いたします。これは、消防団員等公務災害補償等責任共済等に関する法律施行令が改正され、今年の4月1日に施行されたことにより、海田町非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例中、別表の退職報償金支給額表をこれに準じて改正するものでございます。資料4をご覧ください。

海田町非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の新旧対照表でございます。資料を見ていただくとおわかりいただけますように、退職報償金は勤務年数が5年以上、10年未満の団長で18万5,000円から18万7,000円に、同じく団員が14万円から14万2,000円に、また勤務年数が30年以上の団長が92万5,000円から92万7,000円に、同じく団員が63万5,000円から63万7,000円になるよう、すべての階級、勤務年数において一律2,000円の引き上げを行い、消防団員の待遇の改善を図るものでございます。なお、この一律2,000円の引き上げに伴います改定率は、勤務年数5年以上10年未満の団員で最高の1.43%、30年以上の団長で最低の0.22%となっており、平均の改定率は0.47%となっております。

次に、附則でございますが、第1に、この条例は公布の日から施行すること、第2として、この条例は平成15年4月1日以後の退職者から適用すること、また第3として、経過措置を定めているもので、4月1日から公布されるまでに退職された者に支給する退職報奨金の額は内払いと見なすことを規定しているものでございます。簡単ですが、以上で説明を終わらせていただきます。

○議長（河野）以上で説明を終わります。これより質疑を行います。質疑があれば許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（河野）質疑なしと認めます。質疑を終結いたします。討論があれば許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（河野）討論なしと認めます。討論を終結いたします。これより、第22号議案について採決を行います。お諮りいたします。

第22号議案については、原案のとおり決するにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（河野）異議なしと認めます。よって、第22号議案は原案のとおりこれを決します。

~~~~~○~~~~~

○議長（河野）日程第４、第23号議案、海田町税条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。町長より提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（加藤）第23号議案、海田町税条例の一部を改正する条例の制定について。地方税法の一部改正に伴い、個人住民税の配当所得、株式譲渡所得に係る課税の見直し、町たばこ税の税率の引き上げ等を行うため、条例の改正を行うものでございます。内容につきましては担当者から説明をいたします。どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（河野）税務課長。

○税務課長（畝）それでは、第23号議案、海田町税条例の一部を改正する条例についてご説明いたします。改正の概要でございますが、個人住民税の上場株式等の配当及び株式譲渡益に対する課税方式を申告制度としているものを特定口座を指定したものについては、証券業者等が納税者に代わり、県に町県民税を合わせて納税する特別徴収の制度、いわゆる県民税配当割及び県民税株式等譲渡所得割の新設に伴い、町民税所得割の課税標準等の規定を整備するものです。

また、町たばこ税の税率を、普通のたばこについては1,000本当たり309円、旧３級品たばこについては1,000本当たり146円引き上げることとし、平成15年７月１日から実施するものです。条例の改正内容につきましては、資料５の海田町税条例の一部改正の概要によって説明させていただきますが、資料６の海田町税条例新旧対照表もあわせてご覧ください。

それでは、地方税法等の改正に伴う条文整理などの改正以外の改正内容について順に説明させていただきます。まず、改正内容１の所得割の課税標準、第33条第３項ですが、上場株式等の配当に係る課税について、県民税配当割で源泉徴収されることとなったため、特定配当等に係る所得を総所得金額から除外して算定する規定を設けるものです。

次に、第33条第４項ですが、県民税配当割で源泉徴収される前項の規定は、町民税の申告書及び所得税の確定申告書に特定配当等に係る所得の明細等の事項の記載があるときは、当該特定配当等に係る所得の金額については適用しない規定を設けるものです。

第33条第５項ですが、特定口座内の株式等の譲渡に係る所得に係る課税について、県民税株式等譲渡所得割で源泉徴収されることになったため、特定株式等譲渡所得金額に係る所得を総所得金額から除外して算定する規定を設けるものです。

第33条第６項ですが、県民税株式等譲渡所得割で源泉徴収される前項の規定は、町民税及び所得税の申告書に特定株式等譲渡所得金額に係る所得の明細等の事項の記載があ

るときは、当該特定株式等譲渡所得金額に係る所得の金額については適用しない規定を設けるものです。

次に、2の配当割額又は株式等譲渡所得割額の控除、第34条の8第1項と第2項ですが、所得割の納税義務者が町民税及び所得税の申告書を提出して、配当割額、または株式等譲渡所得割額を課税された場合には、当該配当割額、または当該株式等譲渡所得割額に100分の68を乗じた金額を所得割の額から控除するものです。また、所得割の額から控除し切れなかった金額があるときは、納税義務者に対して控除し切れなかった金額を還付するものです。また、当該者の未納に係る徴収金がある場合には充当することができる規定を設けるものです。以上の県民税配当割及び県民税株式等譲渡所得割の課税方式につきましては、平成17年度分から適用されます。平成15年度の株式譲渡等に係る課税額は17万8800円です。その課税額を特定口座として平成17年度分に置きかえますと、税率は現在の4%から2%の減税措置がされて8万9,400円の減額となります。なお、県民税で特別徴収された税額は、県より配当割及び株式等譲渡所得割交付金として町県民税の案分により、3分の2が町に交付されます。

3の固定資産税の納税義務者第54条第5項ですが、納税義務者に規定している「緑資源公団」を「独立行政法人緑資源公団機構」に名称を変更するものです。4の軽自動車税関係、第87条、第89条、第90条、第91条の改正ですが、軽自動車税の申告書の様式が地方税法施行規則に規定されることにより改正するものです。

5のたばこ税の税率第95条ですが、たばこ税の税率を1,000本につき2,434円を2,743円に引き上げるものです。6の特別土地保有税の納税義務者等第123条第4項ですが、納税義務者に規定している「緑資源公団」を「独立行政法人緑資源機構」に名称変更するものです。

7の配当割額または株式等譲渡所得割額の控除の特例、附則第7条の2ですが、配当割額又は株式等譲渡所得割額の控除の特例として、第34条の8、第1項の規定において、所得割額に100分の68を乗じた金額を控除するものを、平成17年度から平成20年度までの各年度分については3分の2を乗じた金額を控除するものとする規定を設けるものです。

8のたばこ税の税率の特例。附則第16条の2第1項と第2項ですが、平成15年7月1日以後に卸売業者等が製造たばこを町内に所在する小売業者に売り渡し等が行われたたばこ税の税率は、第95条のたばこ税の税率の規定にかかわらず、当分の間1,000本につき2,977円、現行は2,668円です、とするものです。また、旧3級品の製造品たばこについ

ては、当分の間1,000本につき1,412円、現行は1,266円です、とするものです。

この附則の特例につきまして、第95条の町たばこ税の税率より234円引き上げているのは、平成11年度のたばこ税の税率改正から設けられたものでございます。平成11年度の町民税の定率減税等の改正により、減税分の減収補てんとして、地方財政の円滑な運営に配慮することから設けられたもので、現在においても町民税の減税措置を実施しているため、今回のたばこ税の税率についても引続き特例措置を設けるものです。今回のたばこ税の税率の引き上げの積算根拠でございますが、国税と地方税を合わせて1,000本につき1,000円の引き上げをしております。

その内訳ですが、1,000円のうち180円が消費税及び業者の経費等でございます。残りの820円が国及び地方のたばこ税の引き上げ分です。この820円の国と地方の配分割合が1対1で、国税410円、地方税410円となります。地方税の県と市町村との配分割合が24.6%対75.4%、75.4%が町分となっております、これが約1対3となっております。市町村の税率は、従いまして410円に75.4%を乗じて309円とするものです。なお、平成15年度の町たばこ税の予算額は1億4,540万円ですが、今回の約11.6%の引き上げにより、単純に計算しますと1億5,660万円になります。しかし、現在4月分、5月分の申告納付額は、予算見込額に対して減額になっております。今回の税率の引き上げにより、喫煙者が減少することも見込まれ、予算措置につきましては、今後の収納状況を勘案しながら対応していきたいと考えております。

9の株式等に係る譲渡所得等に係る個人の町民税の課税の特例、附則第19条第3項ですが、県民税株式等譲渡所得割に係る所得を有する者の特定株式等譲渡所得の金額は、個人町民税の課税においては除外して算定するものです。また、長期所有上場特定株式等の譲渡所得等に係る100万円の特別控除の規定を廃止するものです。

次に、附則第19条第4項ですが、町民税の申告書に特定株式等譲渡所得金額に係る所得の明細の記載があるときは、前項の規定は適用しないものとするものです。

10の上場株式等取引報告書がされる場合の町民税の申告等に係る特例、附則第19条の4ですが、平成16年1月1日以降の上場株式等の譲渡による所得に係る上場株式等取引報告書について、町長への提出を不用とする規定が設けられたため削除するものです。施行期日につきましては、町たばこ税の税率の改正規定は平成15年7月1日から、固定資産税及び特別措置保有税の納税義務者等の改正規定は平成15年10月1日から、町民税所得割の課税標準等の改正規定は平成16年1月1日から、軽自動車税に関する改正規定

は平成16年4月1日から施行するものです。以上で説明を終わります。

○議長（河野）以上で説明を終わります。これより質疑を行います。質疑があれば許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（河野）質疑なしと認めます。質疑を終結いたします。討論があれば許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（河野）討論なしと認めます。これより、第23号議案について採決を行います。お諮りいたします。

第23号議案については、原案のとおり決するにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（河野）異議なしと認めます。よって、第23号議案は原案のとおりこれを決します。

~~~~~○~~~~~

○議長（河野）日程第5、第24号議案、海田町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。町長より提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（加藤）第24号議案、海田町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について。地方税法の一部改正により、個人住民税の課税方式が見直しをされたことに伴い、条例の改正を行うものでございます。内容につきましては担当者から説明をいたします。どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（河野）住民課長。

○住民課長（上村）第24号議案の海田町国民健康保険税条例の一部を改正する条例でございますが、内容につきましては、地方税法の一部を改正に伴うものであり、改正条文については要約してご説明させていただくことをお許しください。なお、資料番号7の新旧対照表もあわせてご覧ください。

それでは、第14条の国民健康保険税に関する申告の改正でございますが、ご承知のとおり、国民健康保険税の所得割の算定については、個人住民税の申告が基準となっております。先ほどの町税条例の一部改正にございましたが、個人住民税の上場株式等の配当及び株式譲渡益に対する所得については、総所得金額に含まれておりましたが、今回の改正により課税方式の見直しが図られ、総所得金額から除外するものとなっております。

具体的には、こうした所得については、個人にかわって証券会社から上場株式等取引

報告書を市町村長に提出するものとなっておりますが、新たに源泉徴収のみで納税を完了する方法が導入され、県の特別徴収での仕組みに改正となり、県民税配当割等で源泉徴収されることに伴い、特定配当等に係る所得を個人住民税の総所得金額から除外して申告するものとなっております。このため、個人住民税の申告に準ずる国民健康保険税においても、こうした所得を申告から除外するため、関係条文を削除し、あわせて文言の整理を行う改正であります。なお、附則の第1項としまして、この条例の施行期日は平成16年1月1日から、また第2項として、改正前の海田町国民健康保険税条例第14条の規定は、平成16年度分までの国民健康保険税については、なおその効力を有するものであります。以上、簡単ですが、説明を終わらせていただきます。

○議長（河野）以上で説明を終わります。これより質疑を行います。質疑があれば許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（河野）質疑なしと認めます。質疑を終結いたします。討論があれば許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（河野）討論なしと認めます。討論を終結いたします。これより、第24号議案について採決を行います。お諮りいたします。

第24号議案については、原案のとおり決するにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（河野）異議なしと認めます。よって、第24号議案は原案のとおりこれを決します。

~~~~~○~~~~~

○議長（河野）日程第6、第25号議案、海田町老人福祉センター設置条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。町長より提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（加藤）第25号議案、海田町老人福祉センター設置条例の一部を改正する条例の制定について。（仮称）海田町福祉センターの建設に伴い、現老人福祉センターを移転するため、位置を変更する等所要の改正を行うものでございます。内容につきましては担当者から説明をいたします。どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（河野）高齢福祉課長。

○高齢福祉課長（青木）それでは、第25号議案、海田町老人福祉センター設置条例の一部を改正する条例の制定についてご説明申し上げます。資料8の海田町老人福祉センター設置条例新旧対照表でご説明いたしますので、よろしくお願いいたします。

海田町老人福祉センターは、現在地に本年度着工を予定しております（仮称）海田町福祉センターの建設に伴い、センターの施設機能を7月1日から広島県広島地域事務所海田分庁舎の3階に移転することにしております。移転先の海田分庁舎は、広島県の行政財産使用規則により、老人クラブの支援、健康相談及びサークル活動など、老人福祉センターの目的を達成するための事業以外に使用することが禁止されているため、借り受けた部屋をこれまでのように住民に貸し出すことができなくなります。このたびの海田町老人福祉センター設置条例の一部改正は、この老人福祉センターの移転に伴う新たな位置の規定と施設使用者の範囲の見直しなど、所要の改正を行なうものでございます。

まず、第1条の改正でございますが、老人福祉法の適用条項の整備を行うものでございます。次に、第2条の改正は、老人福祉センターが海田分庁舎へ移転することに伴うもので、新しい位置を海田町南昭和町14番19号に改めるものでございます。次に、第5条は、施設の貸し出しができなくなるなどによる改正で、使用者の範囲を改めるものでございます。次に、9の第6条及び第7条は、借り受けた海田分庁舎が、センターが主催する事業以外には使用できなくなるため、削るものでございます。

2ページをお開きください。9の第8条は、字句の整理を行い、第6条に改めるものでございます。次に、第7条は、使用者に対する使用制限などについて、新たに規定したものでございます。次に、9の第9条から3ページの第11条までにつきましても、海田分庁舎が、センター主催の事業以外には使用できなくなることににより削るものでございます。次に、9の第12条第1項は、施設の目的外使用はできなくなることにによる改正を行うもので、条文の一部を改めるとともに、第8条とするものでございます。次に、9の第13条は、第9条に改めるものでございます。次に、9の第14条は、借り受ける海田分庁舎の管理を委託する必要がなくなりますので削るものでございます。次に、第15条は、第10条に改めるものでございます。

4ページの別表につきましては、施設の貸し出しがなくなりますので削るものでございます。この条例の施行期日につきましては、平成15年7月1日から施行するものでございます。以上で説明を終わります。

○議長（河野）以上で説明を終わります。これより質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（河野）質疑なしと認めます。質疑を終結いたします。討論があれば許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（河野）討論なしと認めます。討論を終結いたします。これより、第25号議案について採決を行います。お諮りいたします。

第25号議案については、原案のとおり決するにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（河野）異議なしと認めます。よって、第25号議案は原案のとおりこれを決します。

~~~~~○~~~~~

○議長（河野）日程第7、第26号議案、海田町公園条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。町長より提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（加藤）第26号議案、海田町公園条例の一部を改正する条例の制定について。海田総合公園テニスコートに夜間照明設備を整備することに伴い、照明設備の使用料を定めるものでございます。内容につきましては担当者から説明をいたします。どうぞよろしくをお願いします。

○議長（河野）都市整備課長。

○都市整備課長（朝倉）それでは、第26号議案、海田町公園条例の一部を改正する条例案についてご説明申し上げます。今回の改正は、海田総合公園のテニスコートの夜間照明設備工事が6月末に完了することから、7月1日からは総合公園有料施設のうち、管理棟の会議室及びテニスコートの使用についてのみ、午後9時までご使用いただけるよう海田総合公園管理運営規則を改正するとともに、夜間にテニスコートの照明施設をご利用いただく場合の使用料を定めようとするもので、これに関連する条項についてもあわせて改正しようとするものです。

それでは、条例の改正内容について、資料9の海田町公園条例新旧対照表によって説明させていただきますので、ご用意をお願いします。まず、1ページの新条例案の第10条及び第2項第1号及び第2号の別表第1の下に縦線を入れている箇所が、新たに加えた条文でございます。第10条及び第2項の規定は、有料公園施設などの使用料のうち営利を目的とする場合などに割増使用料をいただくことを定めたものですが、今回定めようとする照明設備使用料は、実費弁済的使用料であるため、割増使用料の適用から除外しようとするものです。

次に、2ページをお願いいたします。別表第1中、金額とあるのを使用料に字句の訂正を行い、同表海田総合公園の部、テニスコートの款の次にテニスコート附属設備、照明設備を加えようとするもので、使用料については1面につき1時間までごとに500円と

しております。この料金の設定につきましては、1時間当たりの電気料金を試算した結果と現行の海田中学校庭球場の照明設備使用料との整合を図り、500円としたものでございます。施行期日につきましては、平成15年7月1日から施行するものでございます。以上、説明を終わらせていただきます。

○議長（河野）以上で説明を終わります。これより質疑を行います。質疑があれば許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（河野）質疑なしと認めます。質疑を終結いたします。討論があれば許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（河野）討論なしと認めます。討論を終結いたします。これより、第26号議案について採決をいたします。お諮りいたします。

第26号議案については、原案のとおり決するにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（河野）異議なしと認めます。よって、第26号議案は原案のとおりこれを決します。

~~~~~○~~~~~

○議長（河野）日程第8、第27号議案、平成15年度海田町一般会計補正予算についてを議題といたします。町長より提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（加藤）第27号議案、平成15年度海田町一般会計補正予算（第1号）。平成15年度海田町一般会計補正予算（第1号）は、新世代地域ケーブルテレビ施設整備事業に伴う経費等の増額の予算措置を行うため、歳入歳出それぞれ1億3,577万2,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を、歳入歳出それぞれ106億5,677万2,000円とするものでございます。内容につきましては担当者から説明をいたします。どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（河野）財政課長。

○財政課長（内田）それでは、第27号議案、平成15年度海田町一般会計補正予算（第1号）についてご説明いたします。歳入歳出予算の補正につきましては、お手元にお配りしております資料10の平成15年度補正予算説明書に従いまして、歳出から説明をさせていただきます。

資料10の2ページをお願いいたします。2ページ、総務費の総務管理費の企画費の負担金補助及び交付金でございますが、安芸ケーブルテレビ株式会社が実施するケーブルテレビ施設整備に対する海田町新世代地域ケーブルテレビ施設整備事業補助金として1

億2,920万円を増額するものでございます。投資及び出資金につきましても、第3セクターで実施する安芸ケーブルテレビ株式会社への出資金として、300万円を増額するものでございます。

次に、コミュニティー推進費の負担金補助及び交付金でございますが、自治会館への下水道接続工事に伴う補助金として14万9,000円を増額するものでございます。次に、民生費の児童福祉の保育所費の共済費及び賃金につきましては、幸保育所の保育士が出産休暇及び育児休業を取得する予定のため、臨時職員賃金とそれに伴う労働保険料等の共済費として、それぞれ14万7,000円と130万4,000円を増額するものでございます。次に、衛生費の保健衛生費の保健センター総務費の共済費と3ページの賃金につきましても、保健センターの保健士が出産休暇及び育児休業を取得する予定のため、臨時職員賃金とそれに伴う労働保険料等の共済費として、それぞれ16万円と144万7,000円を増額するものでございます。次に、消防費の非常備消防費の報償費でございますが、消防団員2名の退職に伴う報償金として36万5,000円を増額するものでございます。

続きまして、歳入につきましてご説明いたします。1ページをお願いいたします。県支出金の県補助金の総務費補助金の情報通信格差是正事業費補助金でございますが、歳出でご説明いたしました安芸ケーブルテレビ株式会社が実施するケーブルテレビ施設整備に対する県補助金として、1億2,870万円を増額するものでございます。次に、繰越金でございますが、前年度繰越金といたしまして、670万7,000円を増額するものでございます。次に、諸収入の雑入の消防団退職報償金受入金でございますが、消防団員2名の退職に伴い、退職報償金として36万5,000円を増額するものでございます。

次に、議案につきましてご説明をいたします。第27号議案をお願いいたします。規定の歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ1億3,577万2,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ106億5,677万2,000円とするものでございます。以上で、平成15年度海田町一般会計補正予算（第1号）の説明を終わります。

○議長（河野）以上で説明を終わります。これより質疑を行います。質疑があれば許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（河野）質疑なしと認めます。質疑を終結いたします。討論があれば許します。堀間君、反対討論ですか。はい、反対討論からお願いします。

○7番（堀間）7番、堀間です。平成15年度海田町一般会計補正予算に反対します。その

理由として、商工会がCATVの会社を立ち上げることですが、なぜ海田町が来年4月1日に合併しようとして動いているこの時期、どさくさに紛れて、すき間をねらったような形で補正予算として上がってきたのか、疑問を感じています。商工会の力以上の大きな力が海田町へあったのでしょうか。最近も5名の商工会員になっている議員が、商工会で改めてCATVの説明を受けました。そのとき、商工会指導員が言った言葉に「海田町は合併したら何もない。何もないからCATVを残してやろうとしているのに、なぜ反対する議員がいるのか理解できない」と。言葉は違っていますが、このような内容でした。町の出資金がたとえわずか300万円であっても、これは町民の血税です。もう少し商工会は町へ感謝の気持ちを持ってもいいのではないのでしょうか。こういう住民へ感謝の念がない、不遜で横柄な経営指導員が参加する第3セクター事業は必ず失敗します。よって、私はこの補正予算に反対します。

○議長（河野）続いて、賛成討論があれば許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（河野）討論なしと認めます。討論を終結いたします。これより、第27号議案について採決をいたします。この採決は起立によって行います。お諮りいたします。

第27号議案は、原案のとおり決するに賛成の皆さんの起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（河野）起立多数と認めます。よって、第27号議案は原案のとおりこれを決します。

~~~~~○~~~~~

○議長（河野）日程第9、第28号議案、平成15年度海田町老人保健特別会計補正予算についてを議題といたします。町長より提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（加藤）第28号議案、平成15年度海田町老人保健特別会計補正予算（第1号）。平成15年度海田町老人保健特別会計補正予算（第1号）は、平成14年度老人保健支払基金交付金の精算に伴う返還金に関する予算措置が必要となりましたので、歳入歳出それぞれ27万9,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ20億5,835万8,000円とするものでございます。内容につきましては担当者から説明をいたします。どうぞよろしくお願い申し上げます。

○議長（河野）高齢福祉課長。

○高齢福祉課長（青木）第28号議案、平成15年度海田町老人保健特別会計補正予算につきましてご説明申し上げます。お手元に第28号議案と資料11をお願い申し上げます。

資料11の2ページの歳出からご説明を申し上げます。歳出の2款、諸支出金の23節、償還金利子及び割引料でございますが、平成14年度の審査支払手数料に係る社会保険診療報酬支払基金からの事務費交付金を精算いたしました結果、交付額が法定交付額よりも27万9,673円ほど多く交付されていたため、この超過交付額を返還する必要が生じたもので、27万9,000円を増額するものでございます。

次に、歳入でございますが、1ページをお開きください。5款繰越金でございますが、平成14年度歳入歳出決算見込による翌年度繰越金といたしまして、27万9,000円を増額するものでございます。以上、歳入歳出それぞれ27万9,000円を追加いたしまして、歳入歳出それぞれ20億5,835万8,000円とするものでございます。以上で説明を終わります。

○議長（河野）以上で説明を終わります。これより質疑を行います。質疑があれば許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（河野）質疑なしと認めます。討論があれば許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（河野）討論なしと認めます。討論を終結いたします。これより、第28号議案について採決を行います。お諮りいたします。

第28号議案については、原案のとおり決するにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（河野）異議なしと認めます。よって、第28号議案は原案のとおりこれを決します。

ここでお諮りいたします。ただいま、住吉君ほか14名から発議第6号、広島市との合併に対する決議案が提出されました。これを日程に追加し、追加日程第1として議題といたしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（河野）異議なしと認めます。よって、発議第6号を日程に追加し、追加日程第1として議題とすることに決定をいたしました。

~~~~~○~~~~~

○議長（河野）追加日程第1、発議第6号、広島市との合併に対する決議案について、議題といたします。決議案を配付いたします。

（決議案配付）

○議長（河野）提出者より提案理由の説明を求めます。住吉君。

○ 13 番（住吉）13番、住吉でございます。提案理由の説明をいたします。本会議の中でも多数の議員より質問が出まして、広島市との合併交渉に強い姿勢で臨みなさいという要求が繰り返されておりますが、議会としてもやれやれと言うばかりでなく、ここで立ち上がって、先ほども崎本議員の質問に対して、町長はくしくも答弁をされておりますけれども、海田町はどうにもならん状況にあるんだということで交渉に臨んでおるということをおっしゃいましたが、そういう意味におきまして、町長の広島市との交渉を後押ししようとするものであります。しっかりバックアップをして、しっかりした交渉に臨んでいただきたいということで、これを提案いたします。

したがって、町長としては今後の交渉に当たっては、要求が満たされなければ、議会は強い態度で要求をしてきておるんだということを十分にお伝えいただいて交渉に当たっていただきたいと思います。そして、町長と議会が一体となって、よい条件で合併の努力をしていこうということで提案するものでございます。よろしくお願いをいたします。

○議長（河野）以上で説明を終わります。これについて質疑があれば許します。西山君。

○ 8 番（西山）今提出者の方から提案理由はございましたけども、決議案が読まれておりませんでしたので、ちょっと質問できませんので、まず最初に、この決議案を読ませていただきます。

広島市との合併を考えるに当たり、住民に十分なサービスの提供がされるよう、次の事項について特段の配慮がなされるよう決議する。1、出張所等を設置すること、2、温水プールを設置すること、3、水道料金の激変緩和措置をとることとありました。私はこの1と3については意義がございませんが、2の温水プールを設置することに対する決議は、時期を逸しているのではないかと思います。

その理由は、昨年8月から12月におきまして、任意協議会で広島市とのいろいろの突き合わせの合意に達している中で、建設計画案の中に（仮称）海田町スポーツセンターというのがございました。あくまで、私たちはこの（仮称）海田町スポーツセンターの温水プール付のスポーツセンターを要望いたしておりましたが、最終段階で、広島市は温水プールはできないけども、サブスポーツセンター機能を備えた（仮称）織田幹雄記念館を設置の予算を計上しての審議の中で合意に達しております。私は、この2の温水プールを設置することと、このことに対してはやはり昨年の8月から12月の合併調査特別委員会で、議員が一致団結してこのことに取り組むべきであったと思いますので、温

水プールの必要性は十分感じておりますが、時期を失していると思いますが、その点についてはどうお考えでしょうか。

○議長（河野）住吉君。

○13番（住吉）任意協、すなわち合併研究協議会といいまして、これと今の法定協議会は全然性格の異なるものでございます。任意協においては下調整といいますか、法的に何ら根拠のない下調整をしておるんだと。その間、これまでの間において、たくさん難しいと言いながらも温水プールをつくったらどうか、つくってくれという要望がたくさん議会からも出ております。そういうことで、改めて本議会においてこの問題を取り上げて、しっかり頑張ってくださいということで決議をするわけでございます。終わり。

○議長（河野）ほかに質疑は……。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（河野）質疑なしと認めます。質疑を終結いたします。討論があれば許します。反対討論からですか。はい、西山君。

○8番（西山）8番、西山です。今の提出者に対して質問をした項目をもって反対討論いたします。

○議長（河野）続いて、賛成討論があれば許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（河野）討論なしと認めます。討論を終結いたします。これより、発議第6号について採決を行います。この採決は起立により採決を行います。お諮りいたします。

発議第6号は、原案のとおり決するに賛成の皆さんの起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（河野）起立多数と認めます。よって、発議第6号は原案のとおりこれを決します。

以上で、本定例会に付議されました案件の審議はすべて終了いたしました。したがって、会議規則第6条の規定により、本日で閉会したいと思います。ご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（河野）異議なしと認めます。よって、本定例会は本日で閉会することに決しました。

以上で、平成15年第4回海田町議会定例会を閉会いたします。大変ご苦勞さんでございました。

午後 4 時 5 7 分 閉会